



KPMG IN HUNGARY

# ハンガリー 投資ガイド





# はじめに

本書は、KPMG ハンガリーにおいて作成している「Investment in Hungary」(2015年度版)より日系企業に関係すると判断した項目を翻訳および補足したものです。ハンガリーへの投資を計画されている皆様、または現在のハンガリーでの事業活動の拡大を検討されている皆様の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

本書は、その性格上ハンガリー法制度の全般的な概要を述べているに過ぎません。また、主として2016年1月1日現在で入手された情報を基礎にしています。特定の国で事業を行なう場合、その事業に関連する諸法令、特に税法は、刻々と改正されます。従って、本書は専門家のアドバイスや実際の法令に置換わるものではない為、本書の情報だけを基にして事業計画・活動を行なうのではなく、必ず各分野の専門家の助言を求めることをお勧めします。

記載内容についてのご質問やより詳しい資料を必要とされる場合には、下記のKPMG事務所に御連絡ください。

2016年3月

## KPMGハンガリー ブダペスト事務所 ジャパンデスク (Japan Desk in Hungary)

ガーボル・アゴーチ(Gábor Agócs)

パートナー

T: +36 1 887 7296

E: gabor.agocs@kpmg.hu

長竹 純一

シニアマネジャー

T: +36 1 887 7174

E: junichi.nagatake@kpmg.hu

# ハンガリーの概要

面積	9.3万平方km（日本は38万平方km）	
人口	約986万人（2015年7月現在）	
主な都市の人口	ブダペスト（首都）	173万人
	デブレツェン	20万人
	ミシュコルツ	16万人
	セゲド	16万人
	ペーチ	15万人
	ジョール	13万人
	セーケシュフェヘールヴァール	10万人
緯度	ブダペストはおよそ北緯47度 （日本は北海道北部の稚内では北緯45度）	
主な国際機関への参加	EU, OECD, IMF, GATT, WTO, NATO	
一人当たりGDP	約USD 13,340（世界銀行、2014年） （主要先進国はUSD 25,000以上）	
通貨	フォリント（HUF）	



# 2014年度版からの主な改訂箇所

## 第2章 投資優遇制度

- ・ 助成金
  - HIPAによる個別補助金の投資額及び条件の変更

## 第4章 労働に関する法律

- ・ 雇用法
  - 月額最低賃金（総額）の変更（HUF 101,500 → HUF 105,000）

## 第5章 会計と監査

- ・ 会計処理及び簿記
  - 国際財務報告基準の適用（強制適用及び任意適用）

## 第6章 税制

- ・ 償却
  - のれんの償却（年10%）
- ・ 移転価格税制
  - 関連会社の範囲拡大
- ・ 繰越欠損金
  - 2015年発生分より欠損金の繰越限度が翌事業年度以後5年間のみ。  
2014年以前に発生した欠損金は2025年12月まで繰越可能。
- ・ 個人所得税
  - 2016年より1%引き下げ（16%→15%）
- ・ VAT（付加価値税）
  - 陸上輸送管理システム（ERTCS/EKAER）の導入



# 目次

<b>第1章</b>	ハンガリーにおける外国投資		<b>第6章</b>	税制	
	1. 概要	8		1. 概要	35
	2. 法人設立または株式取得	8		2. 法人に関する税制	36
	3. 投資の回収	8		3. 個人に関する税制	45
	4. 支店及び駐在員事務所	8		4. 付加価値税 (VAT)	53
<b>第2章</b>	投資優遇制度			5. 関税	57
	1. 概要	10		6. 物品税	60
	2. 税制優遇 (税額控除)	11		7. 贈与および相続、 財産の移転に関する税	60
	3. 助成金 (金銭の支給)	11		8. 地方税	61
<b>第3章</b>	会社に関する法律			9. その他の税金	63
	1. 概要	12			
	2. すべての法人形態に共通する規定	13	KPMGハンガリー日系企業向けサービス		71
	3. 有限会社 (Kft.)	17			
	4. 株式会社 (Rt.)	18			
<b>第4章</b>	労働に関する法律				
	1. 労働許可と在留許可	23			
	2. 雇用法	23			
<b>第5章</b>	会計と監査				
	1. 概要	25			
	2. 会計原則	25			
	3. 会計処理および簿記	26			
	4. 財務報告	27			
	5. 財務諸表作成のための会計基準	29			
	6. 財務諸表の提出と公告	32			
	7. 会計監査	33			

第1章

# ハンガリーにおける外国投資

## 1. 概要

---

外国人投資家が安心して投資できるよう、ハンガリーの外国投資法では、非居住者が投資を行った場合でも全面的な法的保護を受けることができる旨が定められている。また、通常、他国との二国間条約においても外国人投資家による投資は保証されている。

## 2. 法人設立または株式取得

---

外国人や外国法人は、ハンガリー国内で新会社を設立すること、既存法人の株式を取得することの両方が可能である。外国人が全額または部分的に出資した会社の場合でも、業種を問わず事業を展開することができる。銀行業に関する認可のように一定の事業活動において認可が義務づけられている場合には、出資母体がハンガリー国民であるか外国人であるにかかわらず、共通のルールが適用されることになっている。

## 3. 投資の回収

---

外国人株主に対する投資の回収についての法的な制限はない。したがって、たとえば、配当、利息の支払いおよび借入金の返済を国外に行うことに問題はない。

また、原則として、ハンガリー法人が支払う配当、利息およびロイヤルティに対して源泉税が課されることはない（ただし、租税条約に別途規定がある場合を除く）。

## 4. 支店および駐在員事務所

---

外国法人は、登記を行ったうえでハンガリー国内に支店や駐在員事務所を設置することができる。支店や駐在員事務所は、本店とは別法人ではなく、外国法人の一部門という位置づけになる。

駐在員事務所は支店に比べて管理が容易であり、諸手続や登記抹消を行わなくてもすみやかに活動を停止することができる。

### (1) 支店

---

非居住者は、ハンガリー登記裁判所に登記した支店を通じて、ハンガリー国内で業務を行うことができる。登記後、支店は大半の事業活動をハンガリー国内で無制限に行うことができる。ただし、支店は、その設立者に代わって代理行為を行うことはできない。また、原則として、ハンガリー法人に対して義務づけられている営業許可を取得しなければならない。

支店の営業活動に必要な資産は、当該支店の設立者が提供しなければならない。ハンガリー支店の活動によって生じた債務については、設立者と支店が連帯して無限責任を負う。支店においては、

ハンガリーの会計法規に従って帳簿管理を行い、年次財務諸表を作成しなければならない。EU 加盟国のいずれかにおいて登記済みの事業所を保有している非居住者の場合、その支店については 監査義務が免除される。

支店が不動産を取得する場合、他の外国法人の場合と同様に、「非居住者による不動産の取得に関する法律」が適用される。それ以外についてはすべて、非居住者は農地の所有権を取得できないという制限とともに、居住者が設立した法人と同じルールが支店にも適用され、ハンガリーの付加価値税 (VAT)、法人所得税および地方税の納税義務を負うことになる。

## (2) 駐在員事務所

非居住者は、駐在員事務所を通じて一定の活動を行うこともできる。駐在員事務所は、非居住者が取り扱う商品・サービスに関する情報提供をしたり、また、当該外国法人が契約を締結する際に一定の範囲で補佐する役割を担うことができる。駐在員事務所は会社ではない事業主体であるが、税務面での影響は、恒久的施設 (PE) の観点から、慎重に検討する必要がある。

駐在員事務所は、ハンガリー登記裁判所に登記しなければならない。外国法人の駐在員事務所は、上記のように契約書作成の補佐を行うことや、当該外国法人に代わって広告サービスを提供することができるが、駐在員事務所は営利活動に従事できない。

ハンガリー国内の駐在員事務所の会計処理は、ハンガリーの会計法令の適用を受けないが、ハンガリーの法人所得税の納税義務を負う場合には、ハンガリーの会計規則の多く (複式簿記および評価額ルール等) を遵守する必要がある。たとえば、非居住者の代理人として活動する場合に、ハンガリー国内の駐在員事務所がハンガリーの法人所得税の納税義務を負うことになると上記の義務が生じる。

それ以外の点においては、国内法人と同じルールが駐在員事務所にも適用される。たとえば、外国人やハンガリー人を雇用するにあたっては、ハンガリー法人や支店の場合と同様に、管理義務、対人納税義務および社会保険料拠出義務を負うことになる。駐在員事務所による不動産の取得は支店による不動産の取得と同様の規定が適用される。

# 投資優遇制度

## 1. 概要

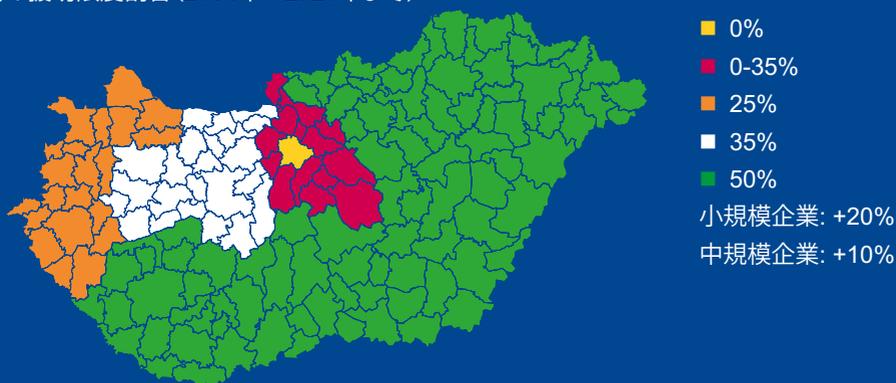
ハンガリーのEU (欧州連合) 加盟に伴い、EU 基準に則った優遇措置が導入されており、大きく分けて税制優遇 (税額控除) および助成金 (金銭の支給) から構成されている。その各々には限度額が規定されているが、税制優遇および助成金などをすべて合算した総額については、EU 基準に則った上限が設けられている。

### 国による援助の最高限度額

国による援助の最高限度額は規定に従って計算された投資額に対する割合で示されている。投資に適用される税額控除や助成金など、国によるすべての援助の合計額を投資額で割ることによって算出された値 (これを「援助指数」と呼ぶ) が、規定の割合を超えることはできない。

一般投資案件に関する割合は、地域別および産業別に規定されており、ブタペストでは0%、ペスト県では0-35% (区域によって異なる)、ドナウ川流域西部では25%、ドナウ川流域中部では35%、その他の地域では50%となっている。なお、中規模の企業については10%、小規模の企業については20%その率を引き上げることができる。また、投資の金額が50百万ユーロ、さらに1億ユーロを超えると一層の制限を受ける。

地域別の援助限度割合 (2014年～2020年まで)



出所: 投資貿易庁

## 2. 税制優遇 (税額控除)

税制優遇 (税額控除) の制度はいくつかに分かれているが、大規模投資を対象とした優遇措置として、法人税の一部免除制度 (開発減税) がある。開発減税として一定の基準を満たす投資については、投資終了後10年間に渡って、法人税額の80%を上限として法人税の減免を受けることが可能である。

この税制優遇制度はハンガリー全域で受けることができ、投資案件が条件を満たせば自動的に優遇措置を受けることが可能である。

(税制優遇の詳細については、第6章 税制を参照)

### 3. 助成金

大規模投資に係る主な助成金として、HIPA (投資促進庁) による個別補助金と、EU共同補助金入札がある。

- ・ HIPAによる個別補助金  
投資地域、地域の失業率、産業、創出される雇用数など、様々な要因を考慮した上で、ハンガリー政府によって投資案件ごとに助成額が個別に決定される。

#### <資産投資の場合>

投資金額	先進地域
および条件	投資額が200万ユーロ超かつ新規雇用創出数が100名以上 優先開発地域 投資額が100万ユーロ超かつ新規雇用創出数が50名以上または 投資額が500万ユーロ超かつ新規雇用創出数が100名以上共同補助金

#### <雇用創出投資の場合>

投資金額	先進地域
および条件	投資額が100万ユーロ超かつ新規雇用創出数が100名以上 優先開発地域 投資額が100万ユーロ超かつ新規雇用創出数が50名以上

- ・ EU共同補助金入札 (EU co-financed tenders)  
ハンガリーでは2014~2020年の間に、約400億ユーロの共同補助金が、資産の取得やインフラ整備、サービス開発、雇用創出などで利用される見通しである。この補助金のうち、経済開発に割り当てられる分は60% (前回は20%) で、特に中小企業や研究開発、農村開発の支援が顕著になっている。投資案件の決定は入札により行われる。

上記の他、雇用創出投資に対する助成金、従業員の研修教育に対する助成金などがある。

申請にあたって注意すべき重要な点が多数あるが、投資優遇措置は将来の投資に対してのみ可能であるため、プロジェクトの開始前に申請書を必ず提出しなければならない。当該制限は、実際の建設工事や機械の購入等のみならず、機械等の法的拘束力のある注文の時期にも影響を与える点に留意が必要である。

# 会社に関する法律

## 1. 概要

2014年3月15日から新たな民法（2013年第5号）が施行されている。ハンガリーにおいて、法人の形態や規制を定めた主な法規は、2006年7月1日に施行された「営利団体に関する法律（2006年第4号）」

（以下、会社法）であるが、2014年3月15日以降は、新規設立や既存企業に関係する変更については、新しい民法に準拠することになる。「会社登記および解散に関する法律（2006年第5号）」は、全ての企業体、支店、駐在員事務所の登記、登記抹消に適用される

ハンガリーの会社法および新民法で規定される法人形態には次の4つがある。

- ・ 合名会社 (Kkt.)
- ・ 合資会社 (Bt.)
- ・ 有限会社 (Kft.)
- ・ 株式会社 (Rt.)

（注）このほか、会社法には、欧州経済利益団体 (European Economic Interest Grouping) と欧州会社 (Societas Europea) が規定されている。

株式会社は、証券取引所に株式上場していない場合には株式非公開会社 (Zártkörűen működő részvénytársaság, 省略「Zrt.」)、上場している場合には株式公開会社 (Nyilvánosan működő részvénytársaság, 略称「Nyrt.」) と分類される。

合名会社と合資会社は、パートナーシップにある程度似た側面があるが、EU加盟国における他国の状況に比べると類似の程度はそれほど高くない。

合名会社や合資会社が有限会社や株式会社と異なる最も重要な要素は、合名会社や合資会社の 構成員が、会社の債務について無限責任を負うのに対して、有限会社や株式会社の構成員 (株主) は有限責任のみ負うという点にある。また、合名会社や合資会社の運営形態を見ると、意思決定プロセスや増資・減資の面で、有限会社や株式会社に比べ柔軟に運用できる。

実際には、外国人投資家は、有限会社 (Kft.) あるいは株式会社 (Rt.) のいずれかを設立、もしくはは いずれかに出資するケースが多い。日本法人の場合には、ほとんどが有限会社である。

自国の法律上、会社に該当する、あるいは個人である外国人 (組織) は、ハンガリーの有限会社や 株式会社を設立したり、その株主になることが可能である。

## 2. すべての法人形態に共通する規定

### (1) 定款

会社の設立にあたっての最初の手続は、書面による定款 (設立証書) の作成である。定款には、全て

の出資者（または代理権を有する代理人）が署名を行い、弁護士あるいは公証人が副署しなくてはならない。定款に記載しなければならない事項は、下記のとおりである。

- ・ 会社の名称、法人形態および登記上の事業所
- ・ 設立者の名称、法人形態、登記上の事業所（住所）および会社登記番号
- ・ 会社の主たる事業およびその他の事業（実際に行われる全ての事業は会社設立から15日以内に管轄の税務当局で登録されなければならない）
- ・ 登記資本金額、設立者による出資形態（金銭または現物出資）と出資日
- ・ 会社の代表権とその方法（共同または単独）
- ・ 取締役の氏名、住所、母親の旧姓名、誕生日と出生地
- ・ 会計監査人および監査役が選任される場合は、会計監査人・監査役の氏名、住所、母親の旧姓名
- ・ 期間を限定して会社を設立する場合はその存続期間
- ・ 法人形態に応じて別途必要となる記載事項

## (2) 単独出資会社

有限会社および株式会社は、出資者（株主）が1名でも設立・運営できるが、合名会社および合資会社は2名以上の出資者が必要となる。

単独出資有限会社を設立する場合、現物出資は登記申請前に全額が払い込まなければならないが、現金出資の場合は、定款に定めがあれば出資額の半分の払込みで足り、残額は会社設立後一年以内に払込みされれば良い。但し、登記資本金全額の払込みが完了してしない場合は、配当を実施することはできない。一方で、複数名が出資する場合、現金出資の場合でも登録資本金の50%を登記申請前に払込みを完了しなければならない。

単独出資株式会社の場合、現物出資の全額払込みと25%の現金出資が登記申請前に必要となる。

## (3) 登記

2008年7月1日より、登記申請は電子提出することになっている。会社を設立した場合は、定款の署名および副署から30日以内に管轄の登記裁判所に報告しなければならない。また、登記事項に変更が生じた場合についても、変更から30日以内に登記裁判所に通知しなければならない。所定の期間内に裁判所から回答がなければ、その期間が終了した時点で登記が完了したものとみなされる。

会社は、会社登記簿に記載された日付をもって設立されたものとみなされる。登記日をもって、登記前法人の法的資格は終了する。

## (4) 会社の経営者-取締役

代表取締役や取締役などの役員の責務は、会社の事業活動を管理することであり、具体的には、出資者総会や株主総会、あるいは単独出資者や株主の専権事項に該当しない事案について、会社法と定款に従い決議を行うことである。

## 14 会社に関する法律

役員は、一定の期限を定めて、あるいは無期限で行うことができる。期限を定めて任命する場合は、任期が5年を超えてはならない。役員の再任、解任は、理由なく随時行うことができる。役員の選任あるいは解任および役員報酬の決定は、出資者もしくは株主の専権事項に属するが、監査役会を設けている場合にはこの権限を監査役会に委任できる。

役員は、一般的に会社役員に期待される相当の注意をもって経営を行い、会社の利益を優先して行動するものとする。ただし、会社の破綻のおそれという差し迫った問題がある場合は、債権者を優先する形で会社の経営を行うことになる。

役員は、法令違反、定款違反、出資者（株主）決議違反、経営義務違反から損害が生じた場合には、民法の一般原則にもとづいて会社に対する責任を負う。

### (5) 監査役会

取締役の職務執行の監督を目的として、出資者（株主）は取締役以外の構成員による監査役会を設置を定款で定めることができる。定款で定めることにより、監査役会に取締役の選任・解任の権限、取締役の報酬、特定の取引（契約）の承認権限を付与することが可能である（ただし、株式公開会社（Nyrt.）を除く）。

以下の場合には、監査役会を設置することが義務付けられている。

- ・ 株式公開会社（一階層制（取締役が監査役会の職務を兼務する法人の体制）を採用している場合を除く）
- ・ 議決権を5%以上有する株主から求めがあった場合（株式非公開会社の場合）
- ・ 年間の平均正社員数が200名超となる場合（この場合、監査役会の1/3は従業員から選出されなければならない）但し、労働組合が監査役会での代表権を放棄した場合は、設置の必要はない。
- ・ 公共財産保護、会社の特定業務への監督要請の観点から、特別の法律により監査役会の設置が定められている場合

### (6) 会計監査人

法人の会計監査人は、会計法にもとづいて監査業務を行い、当該法人の資産および負債の状況、財務状況および損益状況が年次報告書に真正かつ公正に記載されているか否か、また、全面的に関連法令にもとづいて年次報告書が作成されているか否かを判断することに対して義務を負っている。これら監査人としての任務は公益を守るための法律に定められており、そのため、会計監査人には監査業務の適切な遂行が侵害されない場合にも、監査以外の別の業務を遂行することが認められている。

会計法や公共の利益、債権者保護の観点から法律に定められた場合を除き、会計監査人の選任は任意である。

会計監査人を選任する場合は、株主総会などの会社最高機関によって当該監査人を選任し、当該監査人がこの選任を受嘱し、経営者と当該監査人の間で監査契約書を交わすことで選任は有効となる。また、会計監査人の選任は会計士として登録されている個人または監査法人の中から行わなければならない。

出資者が監査人を選任されることはできない。役員、監査役とその近親者、従業員は会計監査人とし

て選任されることは許されていない。

会計監査人は定款に記載しなければならず、任期は5年を超えない期間とする。会計監査人は別途、法で禁止されていない限り、任期終了後に再任できる。

会計監査人は、当該会社のすべての帳簿や記録を検査することができ、また、会社役員、監査役会、従業員に対して情報を提供できるよう求めることができる一方で、会社の業務に関して知り得た情報について守秘義務が課されている。

会計監査人は、当該会社の出資者総会や株主総会に参加しなければならない。また、必要に応じて、会社側から取締役会や監査役会の会合への出席が求められることがあり、会計監査人本人から上記への出席を申し出ることできる。会計監査人が出席を申し出た場合、取締役会や監査役会は原則として当該申出は却下できない。

会計監査人は、会計の純資産の大幅な損失の可能性を確認、あるいは把握した場合、出資者総会の招集要請を行わなければならない。会社の出資者総会もしくは株主総会が招集されなかった場合、会計監査人は登記裁判所に通知しなければならない。

## (7) 法人の解散

次の場合、法人は解散する。

- ・ 定款に定められた期間の満了時、あるいはその他の解散事由が発生した場合
- ・ 後継会社を設けずに解散の決議を行う場合
- ・ 後継会社を設けて解散の決議を行う場合（組織変更—合併、会社分割）
- ・ 出資者が1名に減少した場合。ただし、法人形態に関する規定により認められている場合は除く（有限会社や株式会社は出資者1名でも営業可能）
- ・ 登記裁判所により解散の宣告を受けた場合
- ・ 会社の実際の形態に応じた上記以外の条件に従う場合

法人は、会社登記簿からの抹消をもって解散したものとみなされる。後継会社がない状態で業務停止をする場合、清算財務諸表を作成しなければならない。ただし、破綻により解散手続が開始された場合はこの限りではない。これに該当する場合は、破産、解散、および決算に関する1991年法律第49号にもとづき清算手続が行われる。

## (8) 法人の組織変更

有限会社を株式会社として再登記する場合、またはその逆の場合などの法人形態の変更あるいは、合併（整理統合、買収あるいは合併）、会社分割（複数の新会社への分割、事業の一部を新会社に分離）などの企業再編が行われる場合に法人の組織変更が生じる。組織形態の変更、合併および分割に関する法律（2013年）において詳細が規定されている。

## (9) 強制的変更

年次報告書に記載の資産が当該法人形態に必要な最低資本金を2年連続で下回っている場合、

## 16 会社に関する法律

当該会社は別の法人形態で再登記を行う必要がある。変更後の法人形態は、当該会社が登記資本金の下限を満たせるもの、あるいは会社法により最低登記資本金が定められていない形態の中から選択しなければならない。

### (10) 出資者の責任

未履行債務を有した状態で会社登録を抹消された場合、または清算会社に対して損害を与える出資者の行為に対して、債権者が裁判所に法的手続を申請し、裁判所が認めた場合には、(直接または間接) 出資比率が75%を超える出資者または株主は有限責任を否認されることとなる。

また、承継者不在で未履行債務を有する会社を清算する場合に、出資者が有限責任資格を乱用した場合にも無限責任を負うこととなる。具体的には、出資者が未履行債務の支払いが不可能となることを知りながら、自己目的に会社資産を使用して減少させた場合に適用される。

### (11) 取締役の責任

新しい民法では取締役(有限会社の場合は代表取締役(managing directors)、株式会社の場合は取締役会の構成員(members of the board of directors))の責任について改正が行われている。

#### 会社に生じた損害

「義務不履行(契約違反)により生じた損害責任」に関する条文に従って、取締役は会社に生じた損害賠償責任を負う。当該責任の立証にあたっては、事象との因果関係のみでは十分でなく、従って以下の事項を証明できる場合には取締役がその責任を負うことはない。

- ・ 管理可能な範囲を超えた予測し得ない事象の結果生じた損害であること、かつ
- ・ 事前に損害を防止、軽減する行動をとることが合理的に不可能であったこと

その責任が立証される場合、その損害賠償金額は、契約当時に予測可能であったと会社が証明できる損害金額(発生する損害を含む)の範囲に限定されるが、通常この予測を行うことは困難である(死亡事故、人身事故の場合など)。但し、会社との間で責任範囲を限定する契約を締結することで、取締役の責任範囲を限定することは可能である。

#### 第三者に生じた損害

取締役がその職務執行を通じて、契約義務不履行により第三者に損害を与えた場合には、その第三者は契約の相手方である会社に対して損害を請求することになる。この場合、第三者に与えた損害賠償額が裁定された時には、会社は取締役に対してその損害額を請求することができる(上述の「会社に生じた損害」を参照)。

取締役がその職務執行を通じて、不法行為(または不作為)による損害を第三者に対して与えた場合には、「不法行為責任」に関する条文に従って、取締役と会社は連帯して第三者に対して責任を負う。この場合、第三者は直接に取締役に対して責任を問うことができる。不法行為責任は、契約上の責任とは異なるため、以下の事項を証明できる場合には取締役はその責任を負うことはない。

- ・ 所定の条件下において、一般に合理的と認められる行動であったこと

### 3. 有限会社(Kft.)

有限会社は、欧州の中小企業の間で極めて広く見られる法人形態である。ハンガリーの有限会社は、ドイツやオーストリアのGmbH (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) の形態に極めて近く、英国のLtd. (株式非公開会社) にも似ている。一人有限会社の設立も可能である。有限会社は完全出資子会社で最も一般的な法人形態であり、大半の日系企業はこれを採用している。

#### (1) 資本構成

登記資本金の一部となる現物出資は、市場で売買可能な物品、金銭的価値のある知的財産や権利、あるいは債務者により認められた債権、最終的な司法判断により認められた債権のいずれかである。

ただし、これらの物品、知的財産や権利のうち、現物出資としてみとめられるのは抵当権が設定可能なもので、かつ、第三者の同意なしに譲渡可能なものに限られる。

2014年3月15日以降、最低資本金は3百万フォリント (約10千ユーロ) に引き上げられている。3月15日以前に設立されている会社で最低資本金に満たない会社は、2年以内に増資等によって3百万フォリントまで引き上げなければならない。各出資者は資本金合計に対する一定割合の持分を有しており、その持分を複数人数で保有することも可能である。持分の金額は最低100千フォリントである。自己所有持分として有限会社は持分全体の50%まで買戻しすることが可能である (2014年3月15日以前はこの制限はなかった)。

登記申請の提出前に下記の条件が満たされている場合に限り、法人の登記が認められる。

- ・ 有限会社の定款に記載されている現物出資が実行されていること (ただし、現物出資の金額が登記資本金の50%以上である場合、当該現物出資は全額払い込まなければならない)
- ・ 現金出資額の50%以上が銀行口座に預託されていること

現金出資の未払い分は登記から1年以内、現物出資の未払い分は登記から3年以内に払い込まなければならない。単独出資会社の場合、現物出資額は設立登記申請の前に全額払い込む必要があり、現金出資額はその半額を申請前に払い込む必要がある (定款で定めた場合は、半分以下も可能)。現金出資額の残額は1年以内に払い込みすれば良い。

#### (2) 出資者総会

有限会社の最高意思決定機関は出資者総会である。定款に定めた場合には、出資者総会は、電気通信機器を利用して出資者が参加する形式でも開催することができる。また、定款で定めれば出資者総会を開催せずに書面決議を行うことができる。

出資者総会の専権に属する事項としては、主に下記の項目があげられる。

- ・ 年次財務諸表の承認および税引後利益の配当に関する決定
- ・ 追加資本出資および資本の払戻しに関する決定
- ・ 中間配当の支払いに関する決定

## 18 会社に関する法律

- ・ 出資持分の分割に関する同意および株式払戻しに関する承認
- ・ 出資者の除名に関する決議
- ・ 会社による持分の買取りに関する決議、出資者への自社株の売却に関する決議
- ・ 取締役の選任および解任ならびに報酬の決定、取締役が従業員でもある場合に雇用者としての権利行使
- ・ 監査役の選任および解任ならびに監査役の報酬の決定
- ・ 会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人の報酬の決定
- ・ 出資者、取締役、監査役、会計監査人、およびその近親者との契約の承認
- ・ 会社設立時の出資者、取締役および監査役に対する損害賠償請求の執行
- ・ 後継会社を設けずに会社を解散させる決定および組織変更の決定
- ・ 登記資本金の増資および減資に関する決定
- ・ 定款の変更
- ・ 法令または定款により出資者総会で決定するとしたすべての事項

出資者総会の定足数は、会社法または定款で特段の定めがない限り、登記資本金の過半数または全議決権の過半数である。出資者総会の定足数が満たされない場合は、出資者総会が再召集され、今度は出席者の持分比率および議決権割合に関係なく、予定されている議題が決議される。再召集される出資者総会は最低3日後以降でなければならない。定款の変更を行う場合（名称変更、住所変更、支店設立、主たる事業に関連しない事業内容の変更・追加以外の事項）、議決権の4分の3の承認が必要である。

次の事項が判明した場合には、代表取締役は速やかに臨時出資者総会を開催し、必要な対応策を検討する必要がある。

- ・ 損失発生により自己資本が登録資本金の半分以下に減少している場合
- ・ 自己資本が最低資本金以下になる場合（新民法の規定）
- ・ 破産する可能性がある場合
- ・ 債務の支払いを停止している場合
- ・ 債務超過の場合

### (3) 代表取締役

代表取締役（複数名任命可）は会社の運営を行うとともに会社を代表する。2名の代表取締役の意見が相違する場合、出資者（出資者総会）の決定に従う。その決定まで未決事項の職務執行を行うことはできない。

## 4. 株式会社(Zrt.またはNyrt.、総称Rt.)

株式会社は、欧州全域の中小企業で広く見られるもう1つの法人形態である。ハンガリーの株式会社は、ドイツやオーストリアのAG (Aktiengesellschaft) に極めて類似しており、英国のPLC (株式公

開会社) に似ている。

株式会社は、株式非公開会社あるいは株式公開会社の場合がある。株式が公開されていない場合は、株式非公開会社となる。一部でも株式が公開されている場合は、株式公開会社となる。

株式公開会社の最低資本金は20百万フォロント（約66,445ユーロ）である。株式非公開会社の最低資本金は5百万フォロント（約16,610ユーロ）である。

株式会社の登記申請までに、以下の出資を満たす必要がある。

- ・ 登記資本金の25%を超える現物出資が行われる場合、登記申請までに全ての現物出資が完了すること
- ・ 現金出資のうち最低25%は資本金口座に振り込まれていること

現金出資の残額は登記から1年以内に、現物出資の残額は登記から3年以内に払い込まれる必要がある。

### (1) 株式および株主の権利

株式は株主の権利を具現化した有価証券で、記名株式のみ認められている（無記名株式の発行は認められていない）。株式の発行は券面もしくは電子化によって行われる。

普通株式、優先株式、従業員向け株式、利付株式および転換株式など、複数種別での株式発行が認められている。

すべての株主には、株主総会に参加する権利、株主総会において情報を求める権利および、意見を表明する権利が与えられている。株主は提案を行う権利を有しており、また、議決権つき株式を保有している場合には、投票する権利が認められている。

株主は、保有株式の額面に応じて、株主総会で決議された配当を受け取ることができるが、純資産が株式会社の最低資本金を下回るような場合は、配当を行うことはできない。

自己株式については最大25%まで買戻しすることが可能である。

### (2) 株主総会

株式会社の最高意思決定機関は株主総会である。株主総会の専権事項に該当するものとしては、主に下記の項目があげられる。

- ・ 定款（設立証書）の制定および変更
- ・ 法人形態を変更する決定
- ・ 後継会社を設けずに会社を解散させる決定および組織変更の決定
- ・ 取締役もしくは代表取締役（非公開株式会社の場合のみ）、監査役会委員、会計監査人の選任および解任、ならびに報酬の決定（非公開株式会社の場合は定款により、監査役会にこれらを一任する場合がある）
- ・ 年次財務諸表の承認および税引後利益の配当に関する決定

## 20 会社に関する法律

- ・ 中間配当の支払いに関する決定
- ・ 自社株取得に関する決定
- ・ 株式の種別変更の決定
- ・ 株券の電子化に関する決定
- ・ 各種株式に付随した権利、株式種別および株式区分を変更する決定
- ・ 転換社債の発行に関する決定
- ・ 増資もしくは減資に関する決定
- ・ 優先権の行使を排除する決定
- ・ その他法令または定款により株主総会で決定するとしたすべての事項

株主総会は、定款に記載された頻度で開催しなければならない。ただし、最低でも年1回の開催が必要である。必要と判断される場合には、随時、臨時株主総会を開催できる。

通常、取締役会が株主総会の招集を行う。株主総会の定足数は全議決権の過半数である。ただし、定款で過半数以上の定足数を定めている場合はこの限りではない。定款で別の定めがない限り、定足数が満たされない場合は、株主総会が再召集され、持株比率および議決権割合に関係なく、予定されている議題が決議される。再召集される総会は、当初の総会開催日から、株式非公開会社の場合は最低3日後、株式公開会社の場合は最低10日後に開催される必要がある（但し、遅くとも21日以内に開催される必要がある）。

### (3) 取締役会

取締役会は株式会社の経営に対して責任を負う。株式非公開会社の場合は、定款で定めることにより取締役会の権限を特定の（代表）取締役委任することができる。

取締役会は、3名以上の自然人である取締役で構成されなければならない。取締役会は、取締役の中から取締役会会長を選任する。取締役会は、独立した機関としてその権利を行使し、職務を執行しなければならない。取締役会により承認された手続規制の中で、取締役の職務分担が定められる。

また、取締役会は、会計法に準拠した形で帳簿が記載されていることを担保しなければならない。さらに、会社の経営状況、財務状況、業務方針に関する報告書を定期的に作成しなければならない（株主総会向けの報告書は最低年1回、監査役会向けの報告書は最低3ヵ月に1回）。

取締役会は、株主総会に提出する年次報告書を作成し、税引後利益の分配案を提示する。取締役会の役員は、質疑に応答するために株主総会に参加する。

### (4) 監査役会

株式会社は、以下の場合に監査役会を設置しなければならない。

- ・ 取締役が監査役業務を行うような統合経営システムにより統治支配されている公開株式会社以外の公開会社である場合
- ・ 非公開株式会社で、議決権の5%以上を保有する株主により設置が求められている会社の場合

- ・ 法人の形態や事業形態にかかわらず、公共の財産の保護や会社の事業にかかわる債務を担保するために特別に法律に定めがある場合
- ・ 従業員の監督権限を確保する目的で新民法で定められている場合

定款には、監査役会や取締役会に代わり、取締役が、経営統合システムのもとに会社を運営する制度を導入することができる。

また、監査役会は経営の監督を行い、役員や経営幹部に対して情報提供を求めたり、帳簿を調査したりすることができる。

#### (5) 監査委員会

株式公開会社においては、監査役会を支援する機関として監査委員会を設置しなければならない。監査委員会は、会計監査人の選任し、協力して財務報告システムのレビューを行う。監査委員会のメンバーは監査役会の中の独立役員から選任され、そのうちの1名は会計又は監査の専門資格者でなければならない。

#### (6) 増資

増資の方法は以下のとおりである。

- ・ 新株の発行（資産が株式資本を超える範囲内に限る）
- ・ 従業員向け株式の発行
- ・ 転換社債の転換

定款に特別の定めのない限り、株主総会の決議により取締役会に所定の限度内で増資の権限を与えることができる。この権限は最大5年間有効である。

#### (7) 減資

株主総会は、株式資本の減額を決定することができ、状況によっては、減資を行う必要がある。同時に増資が行われ、増資により最低登記資本金に達する場合を除いて、資本金を、最低登記資本金（5百万フォリントもしくは20百万フォリント）以下に減額することはできない。

減額により株式資本が最低登記資本金以下になってしまい、3ヶ月以内に株主が補充の確約を行わない場合には、株主総会において、法人形態の変更、他社との合併あるいは会社解散する決議を行わなければならない。

減資を行う際には、会社が保有する自社株から優先的に減額しなければならない。なお、株券に減資を反映させる方法としては、次のようなものがある。

- ・ 株式を交換する
- ・ 株券へ必要事項を押印する
- ・ 定款に定められた手続に則り、券面の株式数を減額させる

#### (8) 株式会社の解散

株式会社の解散は、株主総会における4分の3以上の議決権による解散の決議により行うことができる。

## 22 会社に関する法律

株式会社の資産は、任意解散の場合には、登記が抹消されるまで分配することができない。後継会社を設けずに株式会社を解散させる場合、債務弁済後に残った資産は、実際の出資額や現物出資にもとづき、保有株式の額面に応じて株主に分配される。残余財産の分配に関する優先株を発行している場合、資産を分配する際には優先株に付随する権利も考慮する必要がある。

参考－主な進出形態の差異

	駐在員事務所	支店	有限会社	株式会社
事業の制限	情報の提供や契約の補佐などに限定され、営利活動はできない	特になし	特になし	特になし
親会社（本店）責任の限定	本店と連帯して無限責任	本店と連帯して無限責任	責任は子会社に限定	責任は子会社に限定
税務申告	個人所得税等を除き原則不要	必要	必要	必要
監査の義務	なし	本店がEU域内の場合は免除しうる	規模により必須	規模により必須
最低資本金	なし	なし	3百万フォロント	5百万フォロント
株主（出資者）総会	該当なし	該当なし	書面可	書面不可
株式・社債の発行	該当なし	不可	不可	可能

## 第4章

# 労働に関する法律

## 1. 労働許可と在留許可

---

原則として、外国人がハンガリー国内で就労できるのは、労働許可と滞在ビザあるいは在留許可を取得している場合に限り、必要な許可をすべて取得した後に初めて、ハンガリー国内での就労を開始することができる。

### (1) 滞在ビザ

就労目的でハンガリーへの入国を希望する外国人は、ハンガリーと母国との間で協定が成立している場合を除き、滞在ビザを申請しなければならない。滞在ビザの有効期間は1年間である。滞在ビザは母国にあるハンガリー大使館から交付される。滞在ビザの申請は労働許可を取得した後に可能となる。

### (2) 在留許可

ハンガリーでの就労を希望しており滞在ビザが失効している場合は、在留許可が必要になる。この場合、管轄する移民局で居住地の登録を行ったうえで、在留許可の申請を行わなければならない。登録手続に際しては手数料の納付が必要となる。

### (3) 労働許可

雇用者は、滞在ビザの申請に先立って、管轄の労働局に申請書を提出しなければならない（いわゆる「就労申請」）。ただし、登記裁判所に提出する会社関連書類に記載の最高責任者（株式会社の代表取締役、取締役や、監査役会委員、ハンガリー駐在員事務所所長、ハンガリー支店の支店長など）は、労働許可の取得は要求されない。申請にあたっては、必要な情報や書類を提出しなければならない。労働許可の有効期間は最長2年間で、延長することも可能である。

ハンガリーで外国人が就労する場合は、原則として、就労開始前に上記のような許可を取得する必要がある。ただし、例外としてEU加盟国、欧州経済地域に属する国、スイス国民の場合は、労働許可の取得は不要である。このような労働許可規則の適用除外となる外国人の雇用については、雇用者は、雇用開始日までに労働局に報告しなければならない。また、雇用が終了した場合も同様に報告しなければならない。

なお、ハンガリー国籍を有する者の配偶者や外国法人の駐在員事務所の所長および支店長は、労働許可の取得は要求されない。

## 2. 雇用法

---

2012年から新たな労働法（2012年法律第1号）が施行されている。新法は、他のEU加盟国における雇用法とおおむね類似する内容となっており、雇用に関する形式的な手続を緩和し、雇用者にとってより使いやすいフレームワークとなっている。

## 24 労働に関する法律

同法は、労働組合など被雇用者側代表者との組織的な労使交渉（労使協議会など）の基礎となっている。雇用者が締結できる団体交渉協約は一度に1件と限られている。しかし、雇用者は、複数の団体協約の適用を受けることがある（該当する場合は、各支店別、地域別の団体協約）。

義務として定められていない事項であれば、団体協約に定めることで労働法に記載された条件とは別の雇用条件を設けることができる。この雇用条件の設定は、被雇用者に有利な条件または不利な条件となる場合でも容認される。なお、労働法や団体協約に相反する条項が労働契約に含まれている場合、当該条項よりも労働法や団体協約が優先することになる。

各種の許可を取得する必要がある場合は、これらを取得した後で、初めて雇用契約を締結することができる。雇用契約は文書で記載される必要があるが、義務とされている最小限の内容（下記）を含んでいなければ雇用契約とはみなされない。

- 1) 基本給、勤務地および職位を雇用契約に記載すること 業務範囲については、雇用者側が明確にしなければならない。通常、職務記述書を書面で発行することになる。雇用者は、またその職位に要求される資格を明確にしなければならない（適用される最低賃金の金額にかかわる最も重要な情報であるため）。さらに、雇用者は、雇用契約締結から15日以内に、被雇用者に以下の事項を書面にて通知しなければならない。
  - a) 通常勤務時間
  - b) 基本給以外の報酬（賞与、福利厚生など）
  - c) 給与支払日
  - d) 雇用の開始日（職場での初日）
  - e) 有給休暇の日数、およびその取得時期や決定に関する手続
  - f) 契約関係または雇用関係を終了させる場合に、雇用者と被雇用者が遵守しなければならない通知期間に関する規定
  - g) 被雇用者に対する団体協約の適用の有無

- 2) フルタイム被雇用者（週40時間勤務）として雇用する場合、被雇用者に支払わなければならない全国一律の最低賃金の基準が満たされていること

2015年1月1日現在、月額最低賃金（税込）は105,000フォロントである。しかし、資格や過去の業務経験によって、最低賃金（税込）は122,000フォロントになる場合がある。さらに計算期間を1ヵ月より短くした場合には、この金額とは異なった金額が設定される（最低時給は604フォロント）。

## 第5章

# 会計と監査

## 1. 概要

ハンガリーの会計基準および年次報告書に関する規定は、会計に関する法律2000年第C号（以下「会計法」）に定められている。会計法には、独立した外部監査人による会計監査に関する規定も定められている。銀行業や保険業などの特定業種の会計処理については、そのほかに法律や政省令が設けられている。

この法律は、EU審議会指令を踏まえた法律となっており、有限会社・株式会社の財務諸表（第4号）、連結財務諸表の作成に関する基本規定（第7号）、法定会計監査人の任命と資格要件（第8号）についてそれぞれ規定する内容となっている。銀行や保険会社を対象とする規定は、それぞれEU銀行業会計指令、保険業会計指令に基づいている。

EC規定No.1606/2002に基づき、ハンガリー会計法は上場会社に対してEUで採択された国際財務報告基準（EU IFRSs）に従って、連結財務諸表を作成・開示することを義務付けている。非上場会社における連結財務諸表への国際財務報告基準の適用は任意である。一方で、いずれの場合においても、単体財務諸表は、ハンガリーの会計法に基づいて作成されなければならない、国際財務報告基準の適用は容認されていない。

しかしながら、2015年6月の法改正により、2016年1月1日から上場企業及び親会社への報告に国際財務報告基準を適用する企業にIFRSの任意適用が認められた。また、2017年1月1日以降は上場企業及び多くの金融機関で国際財務報告基準が強制適用となるほか、一定規模以上の企業にも国際財務報告基準の任意適用が認められることとなっている。

この会計法は、外国法人による支店を含む全ての法人に適用されるが、駐在員（連絡）事務所には適用されない。

## 2. 会計原則

会計法には会計公準と会計原則が含まれており、それらは国際会計基準審議会（IASB）が承認したものと概して同じ内容である。しかし、会計法に則って計上される利益が、国際財務報告基準（以下「IFRS」）に則って計上される金額と同額になる場合もある一方で、場合によっては大きな差が生じることもある。これは、会計法にもとづく認識や測定の実質原則が、若干IFRSとは異なるためである。

また、表示や開示については、両者はさらに大きな相違点がある。

会計法では、継続企業の前提、発生主義、首尾一貫性および保守主義といった基本原理が採用されている。また、法人が継続企業であると想定して年1回の財務諸表の作成を義務づけている。実質主義の原則および重要性の原則は1997年に初めて導入され、これらの概念の浸透に伴い、実務面でも

次第に採用されるようになってきている。なお、公正妥当な開示を達成するために必要な場合には、会計法から逸脱することも容認されている。

会計法は収益、費用、資産および負債の各種項目の計上や表示について詳細な規定を定めており、そのため開示の面でIFRSとの差が生じる。また、会計法では取引や残高を個別に評価し、総額で表記を行うことを義務づけている。つまり、IFRSでは純額ベースで表記すべきとされている項目でもハンガリーの貸借対照表や損益計算書では総額表記とすべきとされている項目もある。さらに、会計法は、前年度の財務諸表の修正表示に関する条件を詳しく定めており、当期財務諸表および報告済みの前年度の財務諸表を補足する形で、別途設けられた注記に前年の調整項目を記載することを義務づけている。

国家経済省は、会計や監査関連の法規のほか課税や財政についても管轄しており、会計の財務計算も会計法の詳細な規定に従った会計記録をもとに行われる。そのため、税務調査の際に問題とならないような記帳方法や証拠書類の整備が行われるのが通常となっている。

### 3. 会計処理および簿記

日常的な簿記と年度単位の会計処理については会計法に定めがある。会計法で義務づけられている主な事項としては、下記の点があげられる。

- ・ 法人の会計記録は、会計法に定められた規定にもとづいて保管しなければならない。当該物件は、ハンガリー国外のシェアード・サービス等の利用を排除するものではないが、その場合も当然ながら、会計法に準拠した形で会計情報を表記できるものでなければならず、税務当局の調査や元帳や会計書類が必要な場合には、ハンガリー国内ですぐにそれらが閲覧できる状態であればならない。
- ・ 会計年度末は、通常、各年の12月31日である。ただし、一定の場合には別の会計年度末の日付を設けて会計処理を行うことができる（銀行その他の金融機関は除く）。
- ・ 会計記録は、ハンガリー語で記載し、原則として、フォリント建てで表記しなければならない。ただし、会計年度の開始前に、定款及び会計方針にユーロを機能通貨として定めた場合には、ユーロ建てによる記帳、財務諸表を作成することができる。2014年1月1日以降、USドル建てによる記帳も容認されている。

フォリント又はユーロ、USドル以外の通貨を機能通貨として用いることが容認されているが、その場合には、期末日時点における金融資産の絶対額と金融負債の絶対額の合計の25%が前年度および当年度において当該機能通貨建てとなっており、かつ、収益の絶対額と費用の絶対額の合計の25%が、前年度および当年度において当該通貨建てとなっている必要がある。

- ・ 勘定科目については、9種類の科目区分および注記区分（第0類）からなる標準的な表がある。
- ・ 資産科目は第1類～第3類で、第4類には、資本の部、引当金、負債科目が含まれている。
- ・ 費用はその性質に応じて第5類と第8類の科目に計上し、収入は第9類の科目に計上する。
- ・ 第6類と第7類は、その内容に応じて直接費および間接費を計上するために用いられることがある。

これらの科目は必ず用いなければならないというものではなく、使用の可否や使用方法については、各法人の判断に委ねられる。

また、各科目区分の中で、業務の状況に適した形で柔軟に勘定科目名を選択できる。

- ・ 法人は、会計方針を記載した書類と科目一覧表を作成しなければならない。なお、通常税務当局は、初めにこれらの書類に目を通して、当該法人の会計方針や会計方法を把握する。
- ・ 過去2年間の平均売上が10百万フォリントを超える場合、監査専門資格取得者あるいは経理専門資格取得者による財務諸表作成が義務付けられている。
- ・ 2014年1月1日以降、国際財務報告基準（IFRSs）に基づき連結財務諸表を作成する場合、その作成責任者は、国際財務報告基準に関する特別の資格者認定を取得していなければならない。
- ・ 取引は、内容を確認できる場合に限り、会計帳簿に記録できる。つまり、実際には、所定の承認手続を経た証拠書類をもって、初めて帳簿上に記録することになる。また、逆に、このことから取引内容を裏付ける十分な証拠書類がない場合は、発生主義にもとづく経過勘定の計上、見積計上や引当金の計上が行われなことがあり、この点は適時の会計帳簿への記帳、信頼性のある月次決算あるいは管理レポートの作成、あるいは、IFRSや親会社の報告ルールに沿って作成する決算書と同じ結果となるはずの法定決算書の作成にも、影響を及ぼす可能性がある。

国外にも事業展開をしている会社のハンガリー子会社の大半は、IFRS又は親会社の報告ルールに従って会計処理を行っている。すなわち、月次で発生主義にもとづく計上を行い、親会社への報告を行っており、また、同様の処理を法定決算の作成においても行っている。

しかし、一部の会社では月次決算書や管理レポート上は発生主義にもとづく計上や引当金の計上を行っていない状況も、依然としてうかがえる。

2013年7月1日以降、重要な決算書の誤謬（会計法違反）に関して刑法上の罰則規定が強化されている。この規定によれば、会計法に定められた帳簿管理、会計基準、年次報告書の作成に関する規定に違反し、真実かつ公正な開示に影響を及ぼす重要な誤謬を生じさせた場合には、最大3年間から8年間の禁固刑に処すこととされている。

刑法上、重要な誤謬と判断される金額は、その誤謬の合計金額（利益及び損失、純資産に与える影響額）が、売上高および総資産の20%、または5億フォリントのいずれか大きい方の金額を超える場合とされる。

## 4. 財務報告

すべての法人は、各事業年度の終了後に財務諸表を作成する義務がある。財務諸表は、当該法人とその代表者が責任をもって作成する。財務諸表の様式は組織の規模により異なる。

- ・ 年次報告書
- ・ 簡易年次報告書
- ・ 連結年次報告書 いわゆる「登記前法人」（定款の署名は済んだが登記裁判所の登記を受けていない会社）について

ては、設立から法人格取得までの期間を対象とする形で、別途、財務諸表を作成・公告しなければな

らない。この場合、期末日は法人格取得日となる。ただし、登記前法人が登記前の期間において事業活動を行っていないければ、別途登記前法人の期間の財務諸表を作成する必要はない。

### (1) 年次報告書

原則として、会社は年次報告書の作成が義務づけられている。年次報告書は、貸借対照表、損益計算書および付属書類（採用した会計方針の概要、注記およびキャッシュフロー計算書など）から構成される。事業報告書は年次報告書に含まれないが、作成が義務づけられている。貸借対照表と損益計算書は、それぞれ所定の開示方法に沿ってハンガリー語で作成しなければならないが、単位は1千フォロントで表記する（フォロント以外の通貨を表記に使用する場合の例外については、2. 会計処理及び簿記を参照）。

貸借対照表や損益計算書の開示内容は、帳簿記録にもとづき、裏付けられたものでなければならない。前期の金額も比較情報として記載する必要がある。

貸借対照表に関する所定の様式は、EU第4指令の様式に準拠している。損益計算書については、EU指令と同様に、科目形式は総原価方式か売上原価方式のいずれかを選択することができ、業務の性質に最も適した方式の採用が認められている。

付属書類には、財政状態や経営成績を適切かつ公正に開示するうえで必要となる追加情報が含まれる。具体的には、貸借対照表、損益計算書やキャッシュフロー計算書で採用した会計方針の説明などがあげられる。

事業報告書には、財務諸表に記載された財務状態に関する経営者のコメントを記載する。

### (2) 簡易年次報告書

過去2年間に於いて下記の3つの基準のうち2つを満たしている会社は、簡易年次報告書の作成が認められる。

- ・ 事業年度末時点の総資産額が5億フォロント未満
- ・ 年間純売上高が10億フォロント未満
- ・ 年間平均従業員数が50名未満

簡易年次報告書は、特定科目のみを示した簡易版の貸借対照表および損益計算書と簡易版の付属書類（たとえば、キャッシュフロー計算書や、有形・無形資産変動明細書を含める必要はない）から構成される。簡易年次報告書を作成する場合、事業報告書の作成は不要である。

さらに、過去2年間に於いて下記の3つの基準のうち2つを満たしている会社は、小規模企業向け簡易年次報告書に関する政令（2012年第398号）における簡易年次報告書の作成が認められる。

- ・ 事業年度末時点の総資産額が1億フォロント未満
- ・ 年間純売上高が2億フォロント未満
- ・ 年間平均従業員数が10名未満 対象となる会社は、貸借対照表および損益計算書のみを作成すれば良く、資産の減損、公正価値評価等の特定の基準の適用から除外され得る。

### (3) 連結年次報告書

子会社に対する持株比率が過半数である、あるいは子会社に対して支配力を行使している会社は、過去2年間において下記基準のうち2つを満たしている場合を除いて、年次報告書に加え、連結年次報告書を作成しなければならない。

- ・ 単体の総資産額が5.4億フォロント未満
- ・ 単体の年間純売上高が8億フォロント
- ・ グループ全体の従業員数が250名未満

この免除措置は、銀行その他の金融機関、保険会社、社債・株券が上場されている会社には適用されない。

ただし、1社あるいは複数の子会社を保有する親会社に該当する場合であっても、親会社であるハンガリー法人自体が、会計法またはEUの関連法規にもとづいて連結年次報告書を作成する義務を負っている欧州経済地域に所在する会社の子会社である場合（かつ、その連結年次報告書に当該ハンガリー法人たる親会社と子会社が含まれている場合）は、連結年次報告書を作成する義務を負わない。ただし、当然ながら当該ハンガリー法人自身が上場債権券もしくは株式を発行している会社には、この免除措置は適用されない。なお、連結財務諸表の作成が免除されているハンガリー親会社は、欧州経済地域に所在する当該会社の親会社の連結財務諸表のハンガリー語による翻訳を、当該会社の親会社の決算日から60日以内に作成しなければならない。

連結財務諸表は、当該連結グループと第三者との間の取引を適切かつ公正に表記する必要があり、グループ内の取引やそれに関する取引残高は連結財務諸表の作成過程で一切消去される。連結年次報告書は、連結貸借対照表、連結損益計算書および付属書類から構成される。連結事業報告書の作成も義務づけられている。上場会社は、EUが採用したIFRSにもとづいて連結財務諸表を作成、提出しなければならない。なお、上場会社以外は義務ではないが、IFRSに従った連結財務諸表の作成および提出も可能である。

他の会社に対する支配力を有している、重要な影響を有している、あるいは他の会社との共同で支配しているものの、連結決算書の作成が免除されている会社においては、当該他の会社への投資勘定は取得原価で計上され、減損損失の計上がある場合には減損損失反映後の取得原価で評価される。また、当該他の会社から配当金については、収益として計上される。なお、減損損失の計上がない場合であっても、期末貸借対照表上、当該投資は原価と時価のいずれか低いほうで評価される。投資に対する評価損は損益計算書の財務費用として表示される。

## 5. 財務諸表作成のための会計基準

### (1) 会計公準

通常、取引は取得原価基準で計上し、物価変動会計は認められていない。したがって、資産の全般的再評価が認められるのは、例外的な状況に限られている（合併の場合または有限会社から株式会社法人形態を変更した場合など）。現物出資は定款に記載の評価額で計上される。

## (2) 外貨換算

外貨建取引は、通常、取引日時点の為替レートで計上しなければならない。この金額とその後の現金決済額に差が生じた場合には、財務費用もしくは財務収益として計上しなければならない。

期末時点における外貨建貨幣性資産残高は、期末時点の為替レートで評価する。期末時点の評価により未実現の為替差益および為替差損が生じた場合、それらは純額で損益計算書に計上される。

適用される為替レートは、指定した金融機関、ハンガリー国立銀行の公式為替レート、または欧州中央銀行のうちから会社が選択した機関の中値を使用する。

固定資産の取得を目的とする外貨建借入に対する未実現為替差損に関しては、特別規定が設けられている。借入額は期末時点の為替レートで貸借対照表に計上されるが、未実現為替差損は繰延処理を行い、借入返済期間にわたり年度按分で費用計上できる。ただし、過去に繰延処理が行われた借入れの一部または全部が返済された場合は返済額に対応する未実現為替差損が一括認識され、その時点で費用計上されることになる。なお、借入れから未実現の為替差益が生じている場合、繰越額と相殺しなければならない。

## (3) 固定資産

有形固定資産と一部の無形固定資産は、減価償却累計額および減損損失控除後の金額で計上でき、また、再評価額で計上することも可能である。再評価を行った場合、同種の全資産の再評価をする必要はない。しかし、建設仮勘定、債券、運用目的の投資として保有するその他の有価証券、のれん、資産計上した創立費、事業再編費用および開発費については、評価替えによる簿価記の増加は認められない。資産の再評価額は年1回、見直しを行われなければならない。

資産の再評価額が増加する上がる場合、評価益は資本の部で直接認識し、再評価差額金として別枠で表記しなければならない。その後、再評価差額金を調整する場合は再評価差額金に直接計上し、損益勘定で認識する減価償却費は、残存価額控除後の取得原価をもとに計算する。一方で、資産の再評

価額が下がり簿価を下回った場合、評価損は特別減価償却として損益勘定に計上しなければならない。

大半の資産（土地や芸術品以外の資産、使用によって価値が減少しない「のれん」などを含む資産）の償却可能価額は、経営者が判断した見積耐用年数にわたり償却しなければならない。貸借対照表の作成に関して、決算日の時点で固定資産（有価証券や株式を含む）の価値が恒常的に低下している場合、資産の評価額に市場価格を反映させるため、減損損失を計上する必要がある。「恒常的」とは、明らかに最低1年間価値の減少が認められる場合をいう。つまり、1年間以上市場価格が大幅に簿価を下回っている場合、減損損失を計上しなければならない。減損損失は、その後市場価格が上昇したために減損処理が必要でなくなった場合、その戻入れを行わなければならない。

ファイナンス・リースで取得した資産は資産計上しなければならない。ただし、会計法におけるファイナンス・リースの定義はIFRSの定義より範囲が狭く、ハンガリーにおけるリース契約の大半は会計法

にもとづき、オペレーティング・リースという位置づけになる。

開発費・設立費および再編費用は資産計上を行い、最長5年間にわたり償却することができる（ただし、その義務はない）。開発費の資産計上の認識基準は、IFRSの基準ほど厳しいものではない。

「のれん」は事業再編の形態によっては認識しないことがある。

#### (4) 棚卸資産

棚卸資産は、原価または実現可能価額のうち、いずれか低いほうで評価する。原価は、先入先出法か平均原価法に従い算定する。価値が減少した場合には、市場価格まで棚卸資産の評価損を計上しなければならないが、評価損計上とは別に引当金の計上を行うこと（滞留在庫に関する引当金など）は認められない。その後、市場価格が上昇したため評価損計上が必要でなくなった場合には、評価損の戻入処理を行う。

#### (5) 有価証券

長期有価証券（投資または売買目的で保有されているもの）は、取得原価にて評価する。ただし、貸借対照表の作成日時時点で、市場価格が1年以上にわたり原価を大幅に下回っている場合にはこの限りではない。満期が1年未満の有価証券（短期有価証券）については、発行者が額面で払戻しを行うことができないと考えられる場合を除き、取得原価にて評価する（公正価値評価に関する事項については、金融商品の項を参照）。

IFRSと異なり、自己株式は資産として貸借対照表に計上される。

#### (6) 資本

ある種の繰延費用や将来の負債に備え、分配不能な別途積立金を資本の部に設けなければならない。配当金の支払後の資本の部合計額（分配不能な積立金を除く）が登記資本金以上となる場合に限り、配当金を支払うことができる。

#### (7) 負債

負債は、請求書や契約書、その他の書類により裏づけられている場合に限り計上することができる。

#### (8) 引当金

前述のように、在庫に関する引当金の計上は認められない。（ただし、評価損の計上は認められている）。

特定の種類の負債（法的効力のある保証（製品保証費等）、早期退職年金もしくは退職手当など）については引当てを行う必要がある。また、発生の可能性が高いものや、確実に見積計上できる上記以外の損失についても引当金を計上できる。

#### (9) 繰延税金(税効果会計)

繰延税金は、個別財務諸表では認識されない。

繰延税金は、関係会社間取引が消去された後に作成された連結財務諸表と個別財務諸表における税金費用の差異として認識される（これはIFRSの概念と異なっている）。

## (10) 損益の表示方法

総額表示の原則（グロスアップ）が適用される。総額表示の原則とは、関連する項目損益勘定において分離して表記することをいう。たとえば、固定資産の売却額や過年度の減損の戻入額は、「その他 の収益」の項目に計上するが、売却された固定資産の簿価や当期末時点の評価損計上の合計額は、「その他の費用」の項目に計上される。

貸借対照表の作成日後に（年次株主総会や出資者総会において）承認を受けた配当については、貸借対照表で負債として認識し、損益計算書では当期純利益からの控除項目として表示される。

## (11) 特別損益項目

IFRSでは認められていないが、会計法では、一部の収益および費用項目を特別損益項目として表示しなければならない。重要性が低い項目や経常的に生じる項目であっても、通常の業務以外で発生したものは、特別項目として計上する必要がある。

特別損益項目としては、開発助成金、贈与として受け取った資産の価値などがあげられる。さらに、総額表示の原則により、1つの取引を別々に特別利益および特別損失として計上することがある。

## (12) 過去の重要な誤謬

過去の重要な誤謬が明らかになった場合、期首の利益剰余金を直接調整して、財務諸表に別欄を設けて表記しなければならない。重要とみなされる金額は会社の判断に委ねられているが、当該年度の資産総額の2%、あるいは1百万フォロントのうち、いずれか高い金額を上回ってはならない。また、この金額が、IFRSで「重要」とみなされる水準を下回る場合もある。重要な誤謬の定義、および重要な誤謬の総額の算定方法を定めた詳細な規定が設けられている。なお、誤謬については純額表示してはならない。

## (13) 金融商品

金融商品の時価評価やヘッジ会計を選択、適用することができる。時価評価を適用する場合、金融商品の分類や認識要件はIAS第32号やIAS第39号に同様のものとなる。ただし、測定的面において、IFRSと大幅に違いがある。

## (14) 開示

ハンガリーの開示要件はIFRSに比べて限定的である。例えば、ハンガリー会計法では1株当たり利益やセグメント情報の財務諸表における開示は要求されていない。

## 6. 財務諸表の提出と公告

商業登記されているすべての法人は、代表者の署名の入った年次報告書を、貸借対照表日から5ヶ月以内に登記裁判所へ提出する必要がある。特定の場合（例、合併した場合）、提出期限は90日以内に短縮される。また、監査が必要な場合には、監査報告書を添付し、あわせて、税引後利益の処分案や関連決議も盛り込む必要がある。事業報告書は、提出および公表の義務はないが、当該会社の本社で閲覧できるようにしておく必要がある。

連結年次報告書は、貸借対照表日から6ヶ月以内に提出する必要がある。上場会社については、ブダペスト証券取引所の規定にもとづき、期末から45日以内に未監査の仮公表を行い、期末から4ヶ月以内に監査済みの単体および連結財務諸表を公表しなければならない。

なお、財務諸表の登記、提出に加え、財務諸表を公表する必要がある。ただし、あらゆる媒体に公表を行う必要はなく、司法省企業情報局へ報告書を提出することにより、この要件は満たされる。EUに上場する有価証券を発行する会社は、ウェブサイトにて年次報告書、連結年次報告書および事業報告書を開示する必要がある。

EU域内にある外国法人の支店は、年次報告書の公告は不要である。そのような外国法人の年次報告書は60日以内にハンガリー語に翻訳の上60日以内に提出、公告しなければならない。

上記要件を満たしている支店は、税務当局の調査の際には、会計法及び関連基準に準拠して作成された年次報告書を適時に利用可能な状態にしていなければならない。

## 7. 会計監査

原則として、すべての会社（外国法人の支店を含む）は、会計監査人を選任しなければならない。通常、会計監査人は会社設立時に選任され、その後、前年度決算の承認が行われる株主総会ごとに再任される。

中小企業には免除措置が設けられており、下記条件の両方を同時に2年間満たす場合、会計監査人の選任は不要となる。

- ・ 過去2年間の年間平均売上高が300百万フォリント未満
- ・ 過去2年間の年間平均従業員が50名未満の会社の場合

上記免除措置については、外国法人の支店、銀行および保険会社は対象外であるが、EU域内に設立された外国法人の支店の場合、会計監査人の選任は不要である。

租税に関する法律に定義される「未払いの租税債務を有する会社」- 事業年度末時点で100万フォリント以上の税金支払が遅延（60日以上）している会社は、上記免除措置の適用を受けられず、会計監査を受ける必要がある。

会計監査人は、ハンガリー公認会計士協会に登録されている個人または監査法人（登録監査人）でなければならない。監査法人が会計監査人に選任されている場合、当該監査法人に所属している登録監査人を監査責任者に指名し、監査報告書には当該登録監査人が署名しなければならない。

2014年1月1日から、国際財務報告基準に基づいて連結年次報告書を作成する会社は、国際財務報告基準の監査資格認定を受けた監査人または監査法人を選任しなければならない。銀行、投資ファンド、証券会社や保険会社の監査報告書に署名する場合は、特定の認可を受けた監査人または監査法人でなければならない。

会計法における監査の目的は、年次報告書（または簡易報告書）が会計法にもとづいて作成されてい

る点を確認し、会社の財政状態および経営成績が会計法に準拠した形で適正かつ公正な形で示されている点を確認することである。

会計監査人は、監査の過程において、事実関係の情報提供を会社に求めることができる。監査の過程で知り得た事実関係や情報について、会計監査人は守秘義務が課されている。会計監査人は、法令違反や会社の現状や今後の状況に悪影響（法令により特別に扱いを受けることとなる欠損の状態も含む）が及ぶと判断される事項に、十分な注意を払うことが求められている。また、必要と判断される場合には、取締役会または株主総会の招集を提起することができる。なお、会計監査人は、自らが監査を実施した財務諸表の承認が行われる株主総会に同席しなければならない。

登録監査人と公認会計士協会については2007年法律第75号に規定がある。同法により、公認会計士協会は国家経済省から一定の権限委任を受けており、個人が登録監査人になるには、最低3年間の実務経験を積んだうえで、同協会が管轄する試験に合格しなければならないこととなっている。また、公認会計士協会は、監査基準の設定に対しても責任を負っており、監査の基準として国際監査基準 (ISA) を採用している。1999年～2001年の3年間にわたり個別基準が導入され、すべての会計監査人はISA (現地固有の事情に合わせて一部改編) に全面的に準拠することが求められている。

## 第6章

# 税制

## 1. 概要

---

ハンガリーのEU加盟以降、ハンガリーの税法は、EUの租税指令（親子会社指令、合併指令、VAT第6号指令など）への準拠を図るため複数回の改正が行われている。

現在、ハンガリーにおける主な租税その他の負担金には、次に掲げるものが挙げられる。

- ・ 法人所得税
- ・ 個人所得税
- ・ 社会保険税および保険料
- ・ リハビリテーション基金への拠出金
- ・ 職業訓練基金への拠出金
- ・ 付加価値税 (VAT)
- ・ 関税
- ・ 物品税
- ・ 贈与税および相続税
- ・ 登録手数料および印紙税
- ・ 不動産等譲渡税
- ・ ロビンフッド税 (エネルギー供給・取引事業者に対する付加税)
- ・ エネルギー税
- ・ 公益事業税
- ・ 金融取引税
- ・ 銀行税 (金融機関に対する特別税)
- ・ 金融機関に対する付加税
- ・ 金融機関による拠出金 (2007年1月1日時点の金融機関に対する課徴金)
- ・ 保険料税
- ・ 事故税
- ・ 通信税
- ・ 自動車税
- ・ 社用車税
- ・ 車両登録税
- ・ 地方税

- ・ 技術革新税
- ・ 環境保護税
- ・ 環境汚染税
- ・ 簡易税 (EKHO)、簡易事業者税 (EVA)
- ・ 公共の健康増進に関連する製品に対する物品税 (通称、チップス税)
- ・ 文化税 (ポルノ製品に関する物品税)
- ・ 広告税

## 2. 法人に関する税制

---

### (1) 税率

法人所得課税に関する基本原則は、法人税法の中で詳細に規定され、ハンガリー法人の稼得した所得は法人所得税の課税対象となる。現行法人税法の規定では、5億フォリントまでの課税所得に対しては10%の優遇税率が特別の適用条件なくすべての法人に対して適用され、これを超える部分に対しては19%の税率が適用される。

なお、法人の税引前利益と課税所得のいずれか高い金額が、いわゆる最低所得基準額に達していない場合には、次のいずれかの方法により申告納付しなければならない。

- ・ **通常法人所得税申告書に費用構成に関する別表を添付して申告する方法**  
これらの申告書類に基づいて、ハンガリー税務当局は税務調査の対象法人を選定することになる。専門のリスク分析ソフトウェアを使用して、収益の隠蔽もしくは費用の架空計上により、その事業活動からの収益が過少もしくは損失の結果となっている可能性があると思われる調査対象法人を選別する。調査の過程においては、法人は税務当局による調査に対して協力をし、その計上した費用が事業活動に関連して発生したということを証明しなければならない。なお、税務当局には調査に基づいて税額を賦課決定する権限が与えられている。
- ・ **最低所得基準額を課税所得とみなして、これを基に法人所得税額を計算して納付する方法**

最低所得基準額は、法人税法に規定する加減算項目に基づく調整後の総収入額の2%とされている。

2006年1月1日以降、ハンガリーにおいては配当金に対する源泉徴収課税が行われていない。この結果、ハンガリー子会社からEU内の親会社に対して支払われた配当金に関しては、EUが定める「親子会社に関する税務指針」とは関係なく、源泉所得課税が行われないことになっている。

法人の利益に対する適用税率の例示は次のとおりである。

	法人所得税率	法人所得税額 (HUF)	所得 (HUF)
税引前利益			800,000,000
税務調整額 (純額)			-100,000,000
課税所得			700,000,000
法人所得税	19% / 10%	88,000,000	
税引前利益			800,000,000
法人所得税	19% / 10%	88,000,000	
配当可能未処分利益			712,000,000
未払配当金に対する源泉徴収税額	0%	0	
税額合計		88,000,000	
税引後純利益			712,000,000

## (2) 課税所得の算定

課税所得は、法人の財務諸表に記載された税引前利益を基礎とし、これに法人税法に規定する加算および減算項目を調整して算出する。

法人税法では、下記の項目の取扱いに関して特別な規定を設けている。

- ・ 非事業関連費用
- ・ 開発積立金・引当金
- ・ 減価償却費
- ・ 評価損
- ・ 貸倒れ・債権放棄等
- ・ 過少資本税制
- ・ 研究開発費
- ・ 登録無形資産
- ・ 不動産の売却
- ・ 移転価格税制
- ・ 欠損金の繰越
- ・ ロイヤリティー等
- ・ 資本参加免税

## 非事業関連費用

一般的に、事業活動に関連して発生したものとみなされない費用は、法人所得税の計算上、損金に算入されない。法人税法では、事業に関連して発生したとみなされず、損金算入できない費用および支出の一覧を定めている。

なお、200千フォリントを超えるサービスについてはすべて文書化され、その内容について吟味のうえ、それが事業遂行目的のものであるかどうか証明できるようにしておかなければならない。

欠損金填補目的で増資を行った直後に、当該増資を行った投資勘定を評価減した場合には、当該評価減は税務上損金算入できないことになっている。

無償で提供された商品、サービス、金融資産等（但し、付加価値税法における試作品提供に関する例外規定有り）は、その受領者が、外国人である個人、事業活動地がハンガリー国内にない法人、またはその受領者の税引前利益がプラスになるであろうことが記載されている申告書を有しない法人でない限り、たとえ領収証がない場合でも、事業遂行のために生じた費用として認められる。

## 開発積立金・引当金

法人は、開発積立金の積立額について、積立の翌事業年度以後4年間のうちに資本的支出のために用いられることが見込まれる金額を、税引前利益の50%かつ500百万フォリントを限度として、損金に算入することが認められている。ただし、開発積立金については、投資、もしくは会計上減価償却の対象とならない資産（例えば、土地など）の購入のために用いることは認められない。なお、2008年12月31日時点の法人の財務諸表に記載されていた開発積立金については、6年間のうちに使用することが認められている。

積立金により資産を取得した場合には、損金の重複計上にならないように、その取得した資産の取得価額（簿価）をその開発積立金の金額によって圧縮する必要がある。

開発積立金に積み立てられた金額は、利益剰余金から使用目的の制限された積立金勘定に移されるため、法人の配当可能利益は減少することになる。また、その使用期日までに実際にその積立目的のための使用に充てられなかった部分の金額に係る法人所得税については、不履行に係るペナルティと併せて納付する必要がある。

## 減価償却費

事業の用に供されていない未稼働資産もしくはまだ建設中の固定資産に係る減価償却費の計上は認められていない。

会計法上は、個々の資産の見積耐用年数に基づく償却率を設定することが求められている。正確に条文の記載を述べると「減価償却費は、個々の資産の用途、見積使用期間、その使用に伴う物理的劣化および腐蝕化、さらにその事業者の営む事業特有の状況を踏まえて算出する」とされており、算定基準には、物理的な使用見積年数だけでなく、経済的な使用見積年数も含まれていることが分かる。すなわち、会計上の減価償却費はこれらを勘案して、法人が妥当と判断する償却率を設定する。

一方、法人税法上は、法人税法に規定する償却率を用いて算定した減価償却費が損金算入額となる。現行の法人税法に規定する主な償却率の上限は以下のとおりである。

固定資産の種類	償却率
機械装置および器具備品	14.5%
コンピューター	33%
車両	20%
建物	2% / 3% / 6% (建物の種類による)
無形資産	会計上の耐用年数
リース資産	
リース建物 リース建物に付属する設備およびその他の有形	5%
リース資産	30%
2003年以降に取得もしくは自家製作された新規の有形資産（通常の償却率が33%もしくは14.5%のもの）なお、無形資産および資産計上された開発費に対しても同様の規定を適用可能	50%

2012年以降、法人所得税法に定められた償却率よりも低い償却率を適用して減価償却費を計算することが認められている。ただし、この場合であっても、税法上の減価償却費が会計上の減価償却費を下回することはできない。

2015年から、法律実務の原則に従って基づいてのれんの会計処理及び償却が行われている場合には、税務上も当該のれんについて年10%の償却が認められるようになった。

### 貸倒債権

債権償却のために計上された費用は、それが会計上回収不能債権としてみなされない限り、法人所得税法上も損金算入できない。なお、365日以内に回収されなかった未回収債権の20%相当額は回収不能債権としてみなされる。

ただし、債権者に対して債権放棄した場合の費用は、税務上損金算入が認められない。

### 過少資本税制

過少資本税制に関する負債資本比率は、3:1と定められている。この比率の計算にあたっては、その法人に係る取引先および金融機関を除くすべての債権者に対して返済すべき借入金を含めることとされている。ゆえに、過少資本税制は、その規定に係る当事者からの借入金だけでなく当事者以外の者からの借入金に係る利息も計算の対象に含め、また、社債（ただし、取引業者に対して

通常債務の返済のために発行した社債を除く）および特定の一人の対象者に対してのみ発行された

負債証券（Closed security）に係る利息までその対象範囲が広がられている。加えて、すべての有利子負債（金融機関に対するものを除く）が、その計算に際して考慮に含まれることになるため、キャ

リシューピングに関連する支払利息もまた損金不算入の対象となる可能性がある。

2012年以降、過少資本税制の適用は、移転価格税制改正の対象にもなっている関連者からの無利息借入金にまで拡大されているが、この場合、その借入金額を、固定金融資産、売掛債権もしくは有価証券等の日次平均金額により相殺することが認められている。また、2013年改正により、商品販売や役務提供から生じた金銭債権債務は、過少資本税制の考慮対象範囲から除外されている。

過少資本税制の規定の適用は、一定の金融機関を通じて行われた借入金に係る利息については免除されている。

### 研究開発費

自社の研究開発活動に係る直接的な費用のみが損金算入の対象として認められている。なお、研究開発活動が、高等教育機関、ハンガリー科学アカデミー、もしくは共同出資研究機関との契約に基づいて行われている場合には、その研究開発費用について、50百万フォリントを上限として三重の控除が認められている。この規定は、政府運営の研究機関との契約に基づいて行われている場合にも適用される。なお、政府からの助成金を受けた研究開発活動に関しては、その助成金の範囲内で一回の控除のみ認められる。

研究開発活動に関する直接的な費用であっても、それがその法人の営む事業活動に関連して生じたものでない場合には、非事業関連費用として取り扱われる点に留意を要する。

2012年2月に知的財産局が設置され、納税者からの申請に応じて、税務上定義される研究開発活動に該当するものであるかどうかの証明書を発行する（特定の案件事項に対する税務当局による法的拘束制度と同等の効力を有する）。この証明書は税額控除に利用可能であり、研究開発活動の内容を証明するものである。また、税務当局が知的財産局に照会を行う場合もある。

### 登録無形資産

ロイヤルティ収入の対象となる無形資産の登録に関して、新しい定義が2012年から導入されている。これにより、その登録をした無形資産の売却益やロイヤルティ収入は、特定の状況のもと、法人所得税の課税対象から免除される。

また、未登録の無形資産に係る売却益やロイヤルティ収入に関しても、その利益について一定の再投資基準に関する条件を満たした場合には、法人所得税の課税対象から免除される。

### 移転価格税制

移転価格税制は、税務当局に対し、その法人が行う関連者との取引が独立企業間原則 (Arm's Length) を満たしていない場合に、その課税所得金額を調整する権限を認めるものである。現行法制度では、公正市場価格 (独立企業間価格) の算定方法だけでなく、これらの算定方法が適用されるべき状況についても規定されている。また、納税者には、法令に規定されている方法では公正市場価格を算定することが不可能であることを証明でき、かつ、代替的な算定方法がこの規定の目的に即している場合には、その代替的な算定方法により公正市場価格を計算することが認められている。なお、ハンガリーではOECDにおける移転価格税制原則が一般的に採用されている。

この移転価格税制は、現物出資、減資が当該法人の過半数の株式を保有している株主によって行われる場合、および法人を解散（承継法人がある場合を除く）する際の残余財産の現物分配や現物配当が当該法人の過半数の株式を保有している株主に対して行われる場合のこれらの取引に対しても適用される。

政府により直接もしくは間接的に所有されている場合を除き、法人は、2012年時点の部分的に改正が加えられた現行法令に基づいて、移転価格に関する詳細を説明した文書を作成する義務を有しており、これは法人所得税の確定申告書の提出期限までに作成されなければならない。なお、この文書自体は法人所得税申告書に添付して提出する必要はないが、その後実施される税務当局による税務調査があった際に即座に提示できるよう準備しておく必要がある。

2007年1月1日以降、独立企業間価格の算定プロセスに関して、法的拘束力をもつ義務と同等の法的な枠組みとして、事前確認制度（APA：Advance-pricing Agreement）が設けられている。このプロセスにおいて、将来行われる関連者間取引に関して、税務当局にあらかじめ独立企業間価格の算定方法、その取引の根底にある事実および状況、さらに可能であれば独立企業間価格もしくはその価格帯を決定しておくことになる。

低付加価値の関係会社間サービスとして定義される取引については、簡易文書の作成、EUの定める関係会社間取引に関する文書の作成も選択可能である。年間合計金額が500万フォリント未満の取引や費用立替取引（第三者からの請求額をそのまま関係会社に請求する取引）の場合、文書化の対象外取引として認められる。

2012年からはハンガリー語以外に英語、フランス語もしくはドイツ語で移転価格に関する文書を作成することが認められており、税務当局は、法人に対してこれらの外国語で作成された移転価格に関する文書その他の関連文書（契約書、請求書等）の翻訳を要求することはできなくなっている。

2015年から関係会社の範囲が拡大され、事業及び財政上の責任者が同じである会社も関連会社となった。

## 欠損金の繰越

これまでは2004年以後に生じた欠損金は、特段の期限の定めなく翌年以降への繰越が認められていたが、法改正により2015年以降に発生した欠損金は5年しか繰越ができず、2014年以前に発生した欠損金は2025年度までしか使用できない。

なお、欠損金の繰越にあたり税務当局から承認を得る必要はない（2008年以前は、一定の状況の場合には税務当局の承認を得る必要がある旨の規定が存在していた）。

繰越欠損金に関する規定は下記のとおりである。

- ・ 繰越欠損金の控除については、課税所得金額の50%をその控除限度額とする。
- ・ 株主の異動を伴う企業（グループ）の組織再編があった場合には、次に掲げる条件を満たしている場合のみ、その従前の繰越欠損金の利用が認められる。
  - a) 株式の承継元企業が、再編後も承継先企業の主たる株主であり、

- b) 再編後の2年間に、承継事業のうち少なくとも1つの事業から課税所得が生じている場合 上記規制は、買収の場合にも適用される。株式の承継元企業が、従来から関係会社（グループ）でなかった場合には、繰越欠損金の使用は一定の事業基準及び所得基準を満たした場合、もしくは法人が証券取引所に上場されている場合のみ認められている。

2015年現在、組織再編に伴って引き継いだ欠損金の利用限度額は、法律上の承継会社が分割会社から引き継いだ活動から得た収益と、分割会社が企業再編前の直近3課税年度における同活動から得た収益との比率に基づいて決定される。

### ロイヤリティー等

ロイヤリティー収入金額の50%について、課税所得の計算上、税引前利益から控除することができる。この控除限度額は、総額で税引前利益の50%である。

### 資本参加免税

ハンガリーに持株会社の設立を誘致することを目的として、ハンガリー法人または外国法人の10%以上の株式を取得した場合、その取得から75日以内に税務当局に届出すれば“宣言的資本参加 (announced participation)”の適用を受けることができる。この適用を受けた場合、1年以上保有している株式に係るキャピタルゲイン（譲渡所得）に対して法人所得税は課税されない。

被支配外国法人 (CFC : Controlled Foreign Corporation) への投資と看做される場合は、資本参加免税の適用は認められない。

被支配外国法人とは、ハンガリー居住者個人により株式を10%以上保有されている外国法人または所得の大部分がハンガリー源泉所得である外国法人で、税引前利益がプラスであるにも関わらず課税所得がゼロ又はマイナスであることを理由に法人所得税を支払っていない外国法人、または実効税率が10%以下となっている外国法人である。ただし、EU域内、OECD加盟国内またはハンガリー租税条約管轄域内に所在する外国法人で、所在国にて実際に事業活動を行っていることが証明される場合には、被支配外国法人の規制を受けない。

### 大学への寄付

2015年から。2015年から大学への寄付金の50%（最大で税引前利益の金額まで）が課税標準の減少項目として利用できることとなり、署名入りの寄付契約がある場合は少なくとも5年間利用可能である。

### (3) 外国法人(支店および恒久的施設)

外国法人は、ハンガリーで子会社の設立をしない場合、登記裁判所に登記した支店を通じてハンガリー国内で営業を行うことになる。その場合、ハンガリーにおける外国法人の支店は、法人所得税の納税に関しては、恒久的施設として当該外国法人の本店とは別の納税主体という扱いになる。

### (4) 投資優遇税制

ハンガリーがEUに加盟したことにより、政府の民間への介入は限定的なものになっている。

## 開発減税

政府が実施する開発プログラムの枠組みの範囲内で行われる投資に対しては、最長10年間の税制優遇措置を認めており、法人税法において、開発減税として一定の基準を満たす投資については、法人所得税額の80%を上限として法人所得税の減免を規定している。

開発減税の対象となる投資案件の主な条件は次のとおりである。

- 1) 投資金額（現在価値）が30億フォリント以上の投資案件、または、特定の地域における10億フォリント以上（現在価値）の投資案件で、減税を開始した最初の事業年度後4年間にわたり、下記要件のうちいずれかが満たされている場合
  - ・ 投資が開始される前事業年度における平均従業員数と比較して、投資後の平均従業員数が最低150名以上（特定地域においては75名以上）増加すること
  - ・ 投資が開始される前事業年度における給与額と比較して、法人の年間支払給与額が当該事業年度の最低給与額の600倍（特定地域においては300倍）以上となること
- 2) 投資金額（現在価値）が1億フォリント以上の投資案件で下記に該当する場合
  - ・ 動物加工食品を生産する既存の食品施設を、食品衛生関連の法令要件に準拠させるプロジェクト（2007年6月1日以降、欧州理事会の承認が必要となっている）
  - ・ 独自の環境保護もしくは環境再生プロジェクト
  - ・ ブロードバンド、インターネットサービスプロジェクト（2007年6月1日以降、欧州理事会の承認が必要）
  - ・ 映画もしくは映像製作
  - ・ 基礎研究、応用研究もしくは実験開発に係る投資
  - ・ 資本増加目的で発行された自己の株式がハンガリーまたは他のEUの証券取引所に上場された日から3年以内に開始される投資
  - ・ “フリー起業ゾーン”と定義される地域で事業活動を開始するための投資
  - ・ エネルギー消費効率化を目的とした投資
- 3) 新規雇用を創出する投資案件
- 4) 投資金額（現在価値）が5億フォリント以上の中小規模法人による投資案件で、減税を開始した最初の事業年度後4年間にわたり、下記要件のうちいずれかが満たされている場合
  - ・ 投資が開始される前事業年度における平均従業員数と比較して、投資後の平均従業員数が最低20名以上（小企業の場合）又は50名以上（中企業の場合）増加すること
  - ・ 投資が開始される前事業年度における給与額と比較して、法人の年間支払給与額が当該事業年度の最低給与額の50倍以上（小企業の場合）又は100倍以上（中企業の場合）となること

これらの投資案件が、新たな施設の建設や既存施設の拡充、製品や生産技術の大幅改善を伴う場合、減税の優遇措置を活用することができることになる。

減税を受けるには担当大臣に申請書を提出する必要がある。担当大臣は、投資、費用もしくは支出の現在価値が1億ユーロ以上の投資に対して、行政命令の形式で当該優遇措置利用の許可を与える。現在価値が1億ユーロ未満の場合は、担当大臣に対し、投資の開始前に通知を行うだけでよいこととなっている。なお、2013年から新たな手続が必要となっており、投資を開始してから90日以内に、投資の完了予定日を担当大臣に通知しなければならない。

この優遇措置の利点は、前述のように、最大80%の法人所得税の減税を受けられる点にある。ただし、投資金額や人件費の一定割合を上回ることはいできない。この一定割合は業種ごとに異なる。

### 映画もしくは映像製作

ハンガリー政府は、映画産業に対して税制優遇による間接的な支援を行っている。納税者は一定の金額を、支出年度以後3年間に渡って、ハンガリーフィルム局に承認された適格コストの20%、かつ納付税額の70%を上限として控除することができる。

2015年より、上記に代わって、法人税として納付すべき金額の最大80%までを映画もしくは映像製作に提供することができることとなった。従来のシステムと異なり、いわゆる補助的な開発援助の支払義務はない。法人税の節税効果は最大7.5%で、法人税申告期日の2ヵ月後の月初に税務当局から還付金が入金される。

### 芸術及び文化活動への寄付金

法律で規定される芸術及び文化活動への寄付金は、法人所得税から控除することができる。これは、支出年度以後6年間に渡って、納付税額の70%を上限として控除することが可能である。

2015年より、上記に代わって、納税者は法人税として納付すべき金額の最大80%までを芸術及び文化の目的で提供することができることとなった。従来のシステムと異なり、補助的な開発援助の支払義務はない。法人税の節税効果は最大7.5%で、法人税申告期日の2ヵ月後の月初に税務当局から還付金が入金される。

### チームスポーツ支援のための寄付金

法律で規定されるチームスポーツへの寄付金は、法人所得税から控除することができる。これは、支出年度以後7年間に渡って、納付税額の70%を上限として控除することが可能である。

2015年より、上記に代わって、納税者は法人税として納付すべき金額の最大80%までを法律で規定されたスポーツ機関に提供することができることとなった。チームスポーツ支援の場合、提供された金額の12.5%がいわゆる補助的な開発援助となり、1%は管理費としてハンガリー省庁や国のプロスポーツ協会に支払われる。法人税の節税効果は最大6.5%で、法人税申告期日の2ヵ月後の月初に税務当局から還付金が入金される。

## 中小規模法人向け優遇措置

一定の基準を満たし、中小規模法人と判断される法人は、有形固定資産の「購入」もしくは「製造」を目的として金融機関から受けた借入金（既存借入れの借換えも含む）に対する支払利息に関して、その60%を税額控除に利用できるという税務上の優遇措置を受けることができる（上限6百万フォリント）。この優遇措置を受けるためには、借入契約が締結された事業年度終了の日において中小規模法人の資格要件を満たしている必要がある。

## 外国税額控除

配当を除く国外源泉所得に対する二重課税を回避するために（通常、配当は免除される）、法人を対象として外国税額控除の制度が設けられている。ハンガリーが締結する租税条約では、税額控除方式又は国外所得免除方式のいずれかの方法により二重課税が回避されるようになっている。

## 3. 個人に関する税制

### (1) 個人所得税 税務上の居住者判定

ハンガリー国内法の下では、次のいずれかに該当する場合は、個人所得税の課税上、居住者として取り扱われる。

- ・ ハンガリー国籍を有する個人（ただし、ハンガリー国内に恒久的もしくは常用的な住居を持たない二重国籍者を除く）
- ・ 欧州経済地域（EEA）加盟国の国籍を有する個人でハンガリー国内に183日以上滞在する者
- ・ 永住権（もしくは定住権）を有する外国人
- ・ 無国籍者
- ・ 上記に該当しない自然人の場合、税務上の居住者判定は、まず最初にハンガリー国内に恒久的住居を有するか否か、第二にハンガリー国内に重要な利害関係の起因となる基盤を有するか否か、そして第三に常用的な住居を有するか否かによって判定される。なお、1暦年のうちに183日（入国日及び出国日の双方を含めてカウントをする）以上ハンガリー国内において滞在する個人は、ハンガリー国内に常用的な住居を有するものとみなされる。

183日滞在日数のカウントに関する成文化された適用基準はないが、実務上は、実質滞在日数によるものと理解されている。なお、実質的な滞在の有無について何らかの疑義がある場合には、個人側に滞在日数が183日を超えなかったことを立証する責任が課されている。

ハンガリー居住者は、その全世界所得に対して個人所得税の課税対象とされる。一方、非居住者については、ハンガリー国内に源泉のある所得、または二重課税排除のための租税条約もしくは互恵協定に基づいてハンガリーに課税権があるとされる所得に対して課税対象とされる。この場合、非居住者に対しても居住者と同様の課税方法（税率等）が適用される。なお、税務上において、「ハンガリー

一」とはその国家としてのハンガリーの領域をいう。

ハンガリー国内に源泉のある所得とは、その所得を生じさせる活動の場所に照らして、特にハンガリー国内にその所得の起因を有するものとされる所得であり、例としては、次のような所得が挙げられる。

- ・ ハンガリー国内に通常の雇用契約（勤務地）ある場合の給与所得
- ・ ハンガリー国内で設立された法人およびその他の組織の重役及び上級役員に係る役員報酬
- ・ ハンガリー国内にある不動産から生じる所得

なお、一定の場合には、税務上の居住者判定、またはさまざまな種類の所得に対していずれの国が課税権を有するかの決定に際し、租税条約の規定が関係する場合がある。

### 課税所得

個人に関しては、分離課税の対象となる特定の所得（例、配当所得）を除き、様々な種類の所得を合算した合計所得に対して課税される総合課税により課税される。なお、所得とは「いずれの方法または形態により取得したかを問わない財産または価値の増加」として定義されている。

役員報酬は、従業員としての勤務が行われたかどうかにかかわらず、給与所得と同様の方法により課税される。なお、ハンガリーの個人所得税法においては、「役員」という用語に関しての定義はない。

### 税率

個人所得税の税率は一律15%（2016年度より1%引き下げ、以下同様）である。この税率は、利子所得、配当所得、譲渡所得等の分離課税所得に対しても適用される。

### 一定の経済的利益に係る課税関係

給与以外の諸手当については、以下のように取り扱われる。

- ・ ハンガリー法人から提供される住宅補助は、金銭・現物いずれの方法であっても、雇用契約上その社宅提供について規定されているときは、給与所得の一部として課税される。なお、ハンガリーへ派遣されている外国人駐在員で、現地のハンガリー法人との間に直接の雇用契約を持たないものに対する社宅の提供に関しては、社宅提供による経済的利益が非課税所得として取り扱われる場合がある。
- ・ 赴任および帰任に際して雇用主より提供される金銭以外の現物によるサービスは課税対象所得に含まれる。
- ・ 赴任者の家族のためのホームリーブに係る費用の補填は課税対象所得に含まれる。
- ・ 一定の状況における従業員自身のための研修に係る費用は非課税所得として取り扱われる場合がある。また、健康保険税の適用についても有利な税率の対象となる場合がある。

- ・ 従業員貸付金に係る支払利息の利率が、ハンガリー国立銀行の基準金利に5%を加えた利率（もし、従業員が通常の市場金利のほうがより低いと立証できる場合には、その市場金利とすることも可）より低い場合には、その差額に係る経済的利益については、提供されたその経済的価値に119%を乗じた後の金額を課税標準として15%の税率により課税される。同時に、その経済的利益については、27%の健康保険税の課税対象にもなる。なお、最低給与額（2015年においては、月額 105,000フォリント）の5倍を超えない金額の前渡給与に関しては、それが6ヶ月以内に返済される限り、市場金利よりも低い有利な従業員貸付金として取り扱われることはなく、上記の取り扱いの対象とはならない。
- ・ 業務上の出張に係る旅費および宿泊に伴う費用は、適切な書類等の提出に基づいてはじめて業務上経費として取り扱われる。もし、請求書が会社名宛で発行されていなかったり（その支払いをした出張者本人名義で発行されているケース）、請求書が会社へ提出されなかった場合には、会社によって出張者に対し補填されたその出張経費は、その出張者自身の個人所得税の課税上給与所得として取り扱われ、課税対象所得となる。
- ・ 短期出張に関しては、海外日手当の30%相当額は非課税として取り扱われるが、この適用に関しては1日あたり15ユーロまでの上限がある。
- ・ 「福利厚生手当（フリンジベネフィット）」、「その他の特定の現物給与」の定義に該当する特定の経済的利益については、その支給者である会社側に納税義務が帰属する。なお、いわゆる「カフェテリアプラン」と呼ばれる福利厚生システムも会社によっては導入されることもあり、ハンガリーでは給与の一形態として通常よくみられるものである。従業員は、リストの中から、会社によって定められたそれぞれの価値ポイントおよび自分の好みに応じて、好きなプランを選択して利用することができる。なお、カフェテリアプランによる経済的利益も、福利厚生制度の範囲内で、同様に優遇税率の下従業員に対して提供され、通常、有利な低い税率および社会保険料率の対象となる。

### 福利厚生手当(フリンジベネフィット)

福利厚生手当の場合、個人所得税は提供された経済的価値の119%相当額を課税標準として15%の税率が適用される（実効税率17.85%（ $119\% \times 15\%$ ））。また、これに加えて、同様の課税標準に対して14%の健康保険税も適用される。なお、個人所得税および健康保険税のいずれも、その福利厚生手当の支払者である会社に対して納税義務が課される。

この福利厚生手当に係る優遇税制については、年間500千フォリントの適用上限額が定められている。

福利厚生手当として認められる項目：例

- ・ エルジェーベト食券：月額上限8千フォリント
- ・ 従業員のみが利用できる社員食堂（会社内にあるもの）における食事：月額上限12,500フォリント
- ・ セーチェーニ・レクリエーション・カード（別途規定により定められた宿泊施設、食事、レクリエーションサービスの利用）：年額上限450千フォリント
- ・ 子弟の就学支援：子供および学生ごとに、最低賃金の30%まで
- ・ 教育機関で行われる研修費用：最低賃金の2.5倍まで
- ・ VAT インボイスにより確認される会社名義で購入された定期券
- ・ 次に掲げるファンドに対する毎月の雇用主掛金
  - ・ 任意の年金保険基金：最低賃金の50%まで
  - ・ 任意の健康保険基金：最低賃金の30%まで
  - ・ 企業年金への拠出金：最低賃金の50%まで

### その他の一定の現物給与

その他の一定の現物給与に関しても、個人所得税の課税標準は、提供された経済的価値の119%相当額とされ、下記に掲げるような現物給与は、その費用の支払者である会社に対して、課税標準の15%（2016年より1%引き下げ）の個人所得税及び27%の健康保険税の納付義務が課せられる。

- ・ 会社からの無償もしくは有利な条件による製品もしくはサービスの提供で、それがすべての従業員（カフェテリアプランの場合は、特定の従業員グループ）に対して同様に提供され、かつ、その提供された従業員の誰もがこれらの製品やサービスを実際に利用できる場合における、その提供された製品もしくはサービス。例えば、特定の商品やサービスに関する商品券や利用券などが含まれる（但し、既製食品は対象外）
- ・ 社内規定に基づいて従業員に提供される製品もしくはサービス（但し、既製食品を購入可能な食券は除く）。なお、社内規定には、これらのサービスの提供対象となる社員について、職務内容、職位、勤続期間、年齢等の対象条件に関する原則的な基準が明らかにされている必要がある。
- ・ 多数の者が参加する無料もしくは低額のイベントに参加した場合の、その参加者に対するイベント期間中に提供される旅費、宿泊費、飲食代、その他のサービスや製品。
- ・ 法令によって規定されている、会社から個人に対して無償もしくは低額により行われる製品またはサービスの提供
- ・ 団体保険のような、多数の者を対象にして設けられた契約に基づいて、会社により支払われた保険料

- ・ 個人的な電話利用に伴う経済的利益
- ・ 業務上の出張に伴う食事その他のサービスに係る経済的利益
- ・ 1年に3回までの少額の贈答品。ただし、その贈答品の価額は最低賃金の10%超えないものとする。
- ・ 贈答品および接待交際費用も現物給与課税の対象となり、提供・支払者である会社が負担することになる。なお、業務上の贈答品に関しては上限金額はない。
- ・ 非課税所得もしくは業務上の贈答品のいずれにも該当せず、また、ギャンブル法の規定の適用対象にもならない広告宣伝のために行われる現物の提供は、現物給与課税の対象になる。
- ・ 上述の福利厚生手当（FRINGE BENEFIT）のうち、優遇税制の適用対象となるそれぞれの項目ごとに特別に定められた上限額および合計年間上限額（500千フォリント）を超える部分は、現物給与課税の対象になる。これら福利厚生手当に対して既に納税された14%の健康保険税は、27%の健康保険税から控除することができる。

## 免税所得

一定の種類個人所得は、ハンガリー税制のもと、免税もしくは非課税とされる。これらのうち代表的なものは、居住の用に供される家屋、マンション、不動産に係る所得であり、次に掲げるものが含まれる。

- ・ 購入から5年以上経過した不動産の売却による所得
- ・ 文化的イベントの割引券・観賞券（年額50千フォリントまで）
- ・ スポーツイベント（スポーツ法で規定されるもの）の割引券・観賞券（上限なし）
- ・ 会社により支払われるリスク保険契約（生命保険、医療保険など）の月額保険料（月額31,500フォリントまで）や特別終身保険（所定の条件を満たす場合）の定額保険料（その他の保険契約に係る保険料は、その他の現物給付として課税される）

## 所得控除もしくは税額控除

通常、事業活動遂行のために生じた経費は、その独立して営む事業活動から生じる事業所得に係る課税標準の計算上、必要経費として控除される。この点に関して、ハンガリー税法では、個人に対してこれらの事業遂行上の経費を控除するための方法として、次の二つの選択肢を用意している。すなわち、実額経費控除と概算経費控除（収入金額の10%）のいずれかである。なお、小規模事業者にのみ割増概算経費が認められている。

一方、給与所得からは経費の控除は認められていない。国外の住宅ローンに係る支払利息等も国外の年金基金その他の保険等に係る掛金のいずれも控除対象とはならない。

2015年からは、結婚した夫婦には（少なくともどちらか一方が初婚である場合）月額5,000フォリントの税額控除が認められている。

2013年からハンガリー国籍者のみならず、外国籍者も家族控除制度（所得控除）の適用対象となっている。子供が1人もしくは2人の場合には、その扶養家族一人につき月額62,500フォロントの家族控除の対象となる。一方、子供が3人以上の場合には、扶養親族一人あたりの月額家族控除額は月額206,500フォロントになる。なお、家族控除額は所得控除であり、課税標準から控除される。

外国籍者の場合、総所得の75%以上がハンガリーで課税される場合に適用可能である。

### 賦課課税制度

個人は、一定の状況の場合には、確定申告書（簡易申告書）の提出と同等の効果を有する税務当局による税額賦課決定を求めることができる。

### 二重課税の排除

租税条約のもと、ハンガリーは、国際的二重課税の軽減に関しては、主に累進付国外源泉所得免除方式を採用している。これは、課税標準の計算にあたっては国外源泉所得を排除するが、その累進税率の適用にあたっては、国外源泉所得を含めたものとした場合の課税標準に応じた税率を採用するものである。なお、それぞれの租税条約上における文言は、それぞれの条約における本旨を考慮して解釈する必要がある。

## (2) 社会保険

社会保険に関する法律の適用に際して、雇用契約に基づく勤務がハンガリー国内において行われる場合には、外国における労使関係及び出向関係は、ハンガリー国内法に基づく労使関係及び出向関係と同様に取り扱われることになる。

### 社会保険料(従業員負担分)

2012年1月1日より、「社会保険税 (Social tax)」と呼ばれる新しい形式の税金が、雇用主に対する納税義務として創設された。なお、従業員に係る負担義務は、引き続き社会保険に対する保険料の拠出として取り扱われる。これにより、従業員により拠出される社会保険に対する保険料は、その従業員のために国庫より提供される年金給付金や医療サービスを受給するための権利と結びつくのに対し、雇用主が負担することになる社会保険税は租税としての負担となるため、その従業員のために給付される年金もしくは医療サービスに関する受給権としての性質を持たなくなる。

従業員は、年金保険については10%の保険料を負担する必要がある。なお、強制加入の社会保険

(年金保険と健康保険の両方) に対する保険料は、2012年からはすべて国庫に対して拠出されることになるため、私的年金への拠出は任意でのみ行うことができる。

## 従業員が負担する社会保険料率

従業員	年金保険	健康保険 現金給付 対応分	健康保険 現物給付 対応分	雇用保険	合計
保険料は雇用主により給与から源泉徴収される。	10%	3%	4%	1.5%	18.5%

(注) 前述の個人所得税も納付義務(負担)がある点に注意する必要がある。また、後述の職業訓練基金への拠出は雇用者が負担する(年間給与総額の1.5%)。

ハンガリー人の被雇用者、ハンガリー法人により雇用されている外国人被雇用者、またはEEA域内企業に雇用されている外国人被雇用者は、社会保険の従業員分保険料の負担が義務づけられている。社会保険負担義務の対象外とされる個人であっても、ハンガリー社会保険制度の利用を希望する場合には、任意に制度に加入し保険料を拠出することも認められている。

その他の第三国の外国人従業員に関しては、ハンガリー法人に雇用されておらず、かつ、ハンガリーへの出向(派遣)期間が2年未満である場合には、ハンガリーの社会保険制度の適用対象とはならない。

### 日本・ハンガリー社会保障協定

2014年1月1日から、「社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定(日本・ハンガリー社会保障協定)」が発効されている。

この協定によって、ハンガリーへの派遣期間が5年を超えない見込みの場合(最大6年まで延長可能)、当該期間中はハンガリー社会保険制度への加入を免除され(二重加入の回避)、また、年金受給資格年数の計算において、両国間の年金制度への加入期間を通算することが認められ、両国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようになっている(保険期間の通算)。

### 社会保険税(雇用主負担分)

2012年1月1日時点で社会保険に関する雇用主負担部分は、社会保険税としての新しい税制によって置き換えられた。なお、雇用主負担分の合計税率は27%となっている。

特定の状況にある従業員の雇用を保障する目的として、以下の対象者に対する社会保険税の控除が適用可能である;

- ・ 特殊技能を有していない者
- ・ 若年者(25歳未満)
- ・ 定年に近い者(55歳以上)
- ・ 長期失業者
- ・ 育児休暇明けの者(パート従業員の場合も100%適用可)
- ・ “キャリア・ブリッジ・プログラム”に該当する者

- ・ 以下の場合も、社会保険税の控除が適用可能である。
- ・ 特定の健康障害を有する個人事業主または会社出資者
- ・ “フリー・アントレプレナリアル・ゾーン（経済特区）”において雇用創出による開発減税の適用を受ける企業
- ・ 高等専門学位を保有する研究開発人材を雇用する研究企業
- ・ 博士号を有する者

確定した社会保険納税額は、雇用主によって毎月電子申告の方法により税務当局に対し申告されることになるが、一定の状況を満たす場合には、従業員個人から行われる。

### 健康保険税

予定納税額を計算する際に、その所得について月次の社会保険料（被雇用者負担）の源泉徴収もしくは社会保険税（雇用者負担）の納付がされていなかった場合には、その計算上27%の健康保険税を考慮に含める必要がある。

そのほか、次に掲げる分離課税対象所得については、14%健康保険税料の負担義務が個人に対して課せられている。

- ・ 事業からの撤退に伴う所得
- ・ 有価証券の貸付に伴う所得
- ・ 配当所得（欧州経済地域（EEA）加盟国内にある証券取引市場に上場されている有価証券から生じた配当を除く）
- ・ 譲渡所得
- ・ 不動産賃貸所得（賃貸所得が年間合計1百万フォリントを超える場合）

14%の健康保険税については、年間で450千フォリントの拠出上限額が定められている。なお、この上限額の適用に際しては、被雇用者によって拠出された健康保険税と上記の所得に対して支払われた14%の健康保険税の両方を考慮に含めて判定される。

### その他

医療サービス負担金の月額が6,930フォリントに引き上げられている。

#### (3) リハビリテーション基金への拠出金

この基金は、身体に障害を持つ従業員を支援するものである。ハンガリーでは、雇用者は従業員全体の最低5%にあたる人員を身体障害者の雇用で確保しなければならない。この基準を満たしていない雇用者は、2014年に関しては、不足分の身体障害者1人あたり年間964,500フォリントを基金に対し拠出する義務がある。ただし、従業員総数が25名以下の場合には、拠出が免除される。

#### (4) 職業訓練基金への拠出金

企業は、職業訓練基金への拠出が義務付けられている。この基金の目的は、ハンガリー国内の各種職業訓練学校を支援することにある。拠出額は、社会保険税における年間課税標準額の1.5%に定められている。

## 参考—給与の形態別負担額の比較

通貨：フォロント

項目	乗率(%)	現金給与	福利厚生手当*	一定の現物給与
支給純額(従業員手取額)		199,500	300,000	300,000
個人所得税	15	45,000	-	-
社会保険料	18.5	55,500	-	-
支給総額(会社支払額)		300,000	300,000	300,000
社会保険税	27	81,000	-	-
職業訓練基金への拠出金	1.5	4,500	-	-
個人所得税(支給額の119% に対して15%)	17.85	-	53,550	53,550
健康保険税	14/27	-	42,000	81,000
総負担額(合計)		385,500	395,550	434,550

\*年間50万フォロントまで

## 4. 付加価値税(VAT)

## (1) 付加価値税(VAT)

ハンガリーにおけるVAT法は、概してEUにおけるVAT法にその内容が沿うものになっている。最近のEUのVAT法に関する主な改正点は、ハンガリーにおけるVAT法においても同様に導入されている。

## 納税義務者

VATは、継続反復的に、もしくは営利目的で物品やサービスを提供するすべての自然人、法人、団体およびパートナーシップに対して適用される。ハンガリーにおいてVATの課税対象となる事業活動を営む外国法人についても、VATの登録を行い、ハンガリーの法令に基づいてその納税義務を履行しなければならない。

さらに、事業活動を行っていない個人(Private person)に関しても、もし継続反復的に一定の不動産を売却している場合には、VATの納税義務者となることがある。

## グループ税制(いわゆる連結納税)

経済的な目的でハンガリー国内において設立された関係会社グループに対しては、2008年以降、VATのグループ課税制度を選択することが認められている。この制度を選択した場合、VATの課税上、グループ内の各メンバー会社はそれぞれ独立した別個の納税者とみなされなくなる代わりに、そのグループがひとつの納税者として取り扱われることになる。よって、グループ内の会社間における取引については、すべて社内取引とみなされ、VATの課税対象外の取引となる。

なお、グループ課税制度を適用する場合は、ハンガリーの税務当局から事前承認を得る必要がある。

### 課税対象となる取引および供給地

原則として、ハンガリーにおけるVATの課税対象となる取引は、ハンガリー国内において行われる物品等やサービスの提供、EU域内取得 (intra-community acquisition) および物品等の輸入とされている。

(VATの課税上、「ハンガリー」の意味する領域に関しては、関税における免税および輸送圏並びに保税倉庫も含まれる。) また、特定の種類の物品等やサービスについては、VATが免税となる。

通常、ハンガリーのVAT法では、クロスボーダー取引に対しては仕向地原則が採用されている。したがって、物品等の輸出およびEU域内供給 (intra-community supply) については、VATが免税される (仕入時点で支払ったインプットVATを控除することができる)。外国企業に対して提供されるサービスの多くは、ハンガリーにおけるVAT課税の対象外となり、仕入時点で支払ったインプットVATを控除することができる。言い換えると、これらの取引については、ハンガリーにおいてはVATは課税されないということになる。

仕向地原則からの免除については、次に掲げるとおりである。

- ・ VATの課税対象者以外の者に対するサービスの提供うち大半のもの
- ・ 不動産に関連した取引
- ・ 旅客輸送
- ・ VATの課税対象者に提供される文化、芸術、スポーツ、科学、教育、エンターテインメントもしくはこれに類するイベントへの入場に関するサービスの提供
- ・ レストランおよびケータリングサービス
- ・ 輸送手段としての短期雇用

2013年1月1日から、課税対象者以外の者に対するサービス提供のうち、輸送手段としての雇用 (短期雇用を除く) の場合の供給地は、荷物受領者の居住地に変更された。

他のEU加盟国からの物品等の取得および外国から提供を受ける大半のサービスに関しては、その購入者およびサービスの提供を受ける者が、請求されたサービスに対してVATを自己査定しなければならない。サービスの提供者がハンガリーにおけるVAT登録番号を有していないときは、多くの場合、その提供されるサービスについて、ハンガリーにおいて受益者払いVATの対象になるものとして取り扱われることになる (リバースチャージ制度)。

VAT法は、主に改定後のEUにおけるVAT指令に基づいて、非課税取引 (インプットVATの控除は認められていない) について再定義をしている。例えば、金融もしくは保険サービスなどが挙げられる。

### VAT登録

2008年1月1日以降、VATの遡及登録が認められている。これにより、会社はハンガリーでの事業活動開始時点から発生したインプットVATを控除または還付請求することができることとなった (すなわち、大半が登録手続きが終了する前に生じたVATになる)。登録手続きは比較的簡単で、平均して2~4週間で納税者番号を取得することができる。

ハンガリーにおけるVAT法は「輸入税務代理人」に関する規定を設けている。外国納税者の事業活動がVAT免税対象となる輸入およびEU域内供給 (intra-community supply) に限られている場合、その外国納税者は、輸入税務代理人を設定することができる。この方法により、外国納税者は、ハンガリーでのVAT登録を省略することができる。輸入税務代理人は、自己の名義で輸入業者の代理人として活動を行い、請求書を発行し、国外への物品輸送証明を行い、さらに、自己の税務申告書上で輸入およびEU域内供給 (intra-community supply) を申告する義務を負うことになる。

### 課税標準

課税標準は、物品等またはサービスの販売価格であるが、関連者間取引における販売価格が市場価格と著しく乖離している場合において、控除対象外VATもしくは販売者のVAT控除対象割合の算定に影響を与えるときは、会社はそのVAT課税標準を調整しなければならない。2008年1月1日以降は、販売価格が市場価格に比し高額もしくは低額である場合のいずれの場合であっても、関連者間において上記の調整の対象になる。

物品等の輸入に関しては、VATの課税標準は、印紙税額およびその他の租税額を加算した後の関税評価額となる。なお、納税者は、課税標準と納税額を証明および管理するため、VATに関する記録を5年間保管しなければならない。

### 税率

ハンガリーにおいては、下記の3種類のVAT税率が設けられている。

税率	適用項目
27%	標準税率であり、大半の物品やサービスに対して適用される。
18%	軽減税率であり、牛乳およびベーカリー製品、ホテルおよびその他の宿泊サービス、ならびに特定の野外イベント参加料に限定して適用される。
5%	優遇税率であり、豚肉や牛、羊、山羊、書籍、日刊紙およびその他の新聞、一部の調剤医薬品および98%又90%の社会保険給付を受ける特定の医療サービスならびにセントラルヒーティングサービスに限定して適用される。

### 申告義務

納税者は、売上高に応じて、月次、四半期、年次のいずれかのVAT申告書の提出義務を有する。

EU域内取引 (intra-community transactions) に関しては、イントラスタット (Intrastat)、EC販売リスト (EC Sales List) およびEC購入リスト (EC Purchase List) の提出などの一定の手続義務が定められている。納税者は、物品等の供給や取得に係る価格が、統計局 (Statistical office) の定める年間上限額を超えている場合ぶたいには、イントラスタット報告書を毎月提出しなければならない。この年間上限額は、供給および取得のいずれの場合についても、それぞれHUF

100百万フォリントとなっている。また、納税者は、物品等およびサービスのEU域内供給および取得に関して、EC販売および購入リスト月次もしくは四半期ごとに提出しなければならない。

2013年1月1日以降、インボイスの要約報告書の提出が義務付けられ、すべてのVAT申告書に要約報告書を添付しなければならないようになった。2015年1月1日以降は販売者および購入者共にVATの金額が1百万フォリントを超えるすべての購入（受領）または販売（発行）インボイスの詳細を記述した報告書を作成しなければならない。一つの仕入業者からの購入インボイスVAT累計金額が年間1百万フォリントを超える場合にも報告書を作成しなければならない（2014年12月31日までは2百万フォリントを超えるインボイスが対象だったが、2015年1月1日に引き下げられた）。

### 請求書

紙面または電子インボイスの両方の場合において、内容の真实性、完全性、可読性に関する所定の基準を満たす必要がある。

購入者は、当事者間における事前の書面合意に基づいて、販売者における請求書発行義務を代行することができる（セルフ・ビルディング）。この場合、両当事者は、この請求書発行義務について連帯責任を負うことになる。

外国語での請求書作成も可能である。ただし、相当の理由があると認められる場合（税額を正確に確認するために必要な場合など）には、公式に翻訳された請求書を税務当局から求められることがある。

何らかの事情により一度発行された請求書を修正するためには、請求書と同等の機能を果たす一定の書類によって行う必要があるが、この書類は、その様式と内容の点に関して、記載すべき項目が通常の請求書と比べて簡略化されている。

請求書は、通常、法律により定められる納品日までに発行されなければならないものとされているが、仮にこの日より発行が遅れる場合があったとしても、納品日から最長15日以内に発行しなければならない。

インボイス金額が外国通貨で表記されている場合、フォリントへの換算に際してハンガリー国立銀行の為替レートだけではなく、地方税務当局に事前に通知している場合には、国内金融機関で公表されている銀行の外貨購入レートや欧州中央銀行の為替レートの利用が可能である。請求書上、VAT金額はフォリントで表示されなければならない。

### VAT現金経理方式(キャッシュアカウンティングスキーム)

小規模企業（年間売上高が125百万フォリント以下、従業員数が50名以下）は、特定の要件を満たす場合には、現金経理方式を選択することができる。この方式の場合、実際に販売対価を受領した際に当局にVATを支払うとともに、実際に仕入対価を支払った際にVATを控除することになる。現金経理方式を採用する課税事業者から受け取ったインボイスに関しては、従来からのVAT納税方式を採用する課税事業者であっても、現金経理方式でのVAT控除を行わなければならない。

### 税務IDの一時停止

税務当局は、一定の場合、税務IDの一時停止処分を課すことができる。

納税者は、資格停止処分期間中、インプットVATを控除することは認められない。万一、税務当局によ

り税務IDが取り消された場合、納税者は、停止処分中控除することができなかったインプットVATを控除することができなくなる。一方、その資格停止処分が遡及的に取り消された場合、資格停止処分期間中に生じた控除可能なインプットVAT税額については、還付が認められる。

### 外国企業に係るVATの還付請求

EU加盟国の納税者およびVATに係る二重課税を排除するための二国間協定を調印している第三国（すなわち、スイスおよびリヒテンシュタイン）からの納税者は、一定の条件を満たす場合には、VATの還付を受けることができる。ハンガリー国内居住者でない外国企業は、複数回還付請求を行うことが可能である。但し、暦年で5回を超えて請求を行うことはできない。

### 陸上輸送管理システム(ERTCS)

2015年1月1日に電子輸送管理システムが導入された。このシステムの目的は、事前にハンガリー税務当局に報告されていない物品がハンガリー国内を輸送されないように保証することにある。

このシステムは、主にハンガリー国内で欧州域内のクロスボーダー取引に関与している企業に対して適用される。

2015年1月1日現在、以下の取引は、ハンガリーの税務当局によって発行されたERTCS番号を保有する運送業者によってのみ行うことができる。

- ・ 欧州域内への供給により、ハンガリー国外へ物品が運ばれる場合
- ・ 欧州域内での取得により、ハンガリー国内に物品が運ばれる場合
- ・ ハンガリー国内で最初に供給される場合（路上引渡しの場合）

いわゆる危険物の範疇内に入る物品を供給または取得する場合、特別な保証または同等の銀行保証が求められる。

2015年3月1日以降、これらの義務を遵守しない場合には、最大で輸送品の価値の40%までの罰則が課せられる。また、有効なERTCS番号を保持していない場合、対象となる物品を没収される場合がある。

## 5. 関税

---

ハンガリーはEU加盟国として、EUの関税同盟に属している。関税の納付義務が生じるのは、EUの関税地域に属さない国または地域から物品等を輸入した場合である。自由流通が認められている域内の物品等は、通関手続き申請を行うことなく、また、関税の納付義務を負うことなくEU加盟国の国境を往来できる。

### 輸入手続

輸入に際しては、必ず関税当局（税関）に申告しなければならない。通関手続きは、国境に設けられた税関事務所で行うことができる。また、EU域外の物品等については、最終目的地に輸送後、現地の税関事務所で行うこともできる。

評価額、分類、原産国および輸入目的により関税を支払う必要があるか否か、また、その金額が決定される。通関代行業者は、正確かつ効率的に税関業務を行うために企業の手助けを行うことができる。これらの業者の中には、特別な代理行為（現地での通関手続き、支払いの繰延べ、無担保措置、およびVATの自己査定など）が可能な関税代理人資格を有する業者もある。

輸入品目の分類と評価は、加盟各国を代表してEU委員会が調印した国際合意にもとづくもので極めて複雑なものとなっている。

## 評価

WTO（世界貿易機関）のルールに基づき、6種類の評価方法があるが、無差別に選択できるものではなく、厳格に遵守する必要がある。第一の、そしてもっとも簡便な方法は、取引価額を用いる方法である。この方法では、輸入貨物の価額が基礎となり、その価額に輸送費や保険などの一定の諸費用を加算する。販売されない場合や、当事者間の関係によって販売価格が左右される場合は、取引価額を用いる方法を適用することはできず、この場合、厳格な規則に従って他の5つの方法を検証しなければならない。

## 分類

ハンガリーの関税表は、EU合同関税品目分類（CN分類）、世界の先進国の多くで用いられている国際統一商品分類（HS）に基づいている。関税表には国際商取引の全品目が分類されており、各品目が関税表の1項目に分類されている（対応する項目は1項目のみ）。当該分類に基づき、輸入品目の関税率が決定され、優遇措置の適用の有無も決められる。

## 原産国

輸入品目の原産国とEUまでの経路は、関税額を大きく左右する。EUとの関税において優遇措置の適用を受ける国が原産国で、その国から直接輸送されている場合は、関税率が大幅に軽減され、0%になる場合もある。EUでは、EFTA（欧州自由貿易連合、現在は欧州経済地域に属している）、ACP（アフリカ・カリブ・太平洋諸国連合）、OCT（海外の国および領域）、マシュラクおよびマグレブなどとの間で協定を締結している。特定品目に限り一定の時期、指定された国からの輸入について関税の全額納税が免除されることがある。同様に、割当制度が実施される場合がある。これにより、あらかじめ決められた数量の特定の関税科目を、通常の税率以下の税率で輸入することができる。

## 輸入時の課税

関税は主に物品等の価額に対して課税されるが、農産品については、EUの共通農業政策にもとづいて重量や数量に応じて課税される個別の税も課税される。数種類等の物品等については、複合税（従価税と従量税を併用したもの）が課される。物品等に適用される税率と税の種類は、その分類により決定される。

輸入の際にはVATも課税され、VATはインプットVATとして還付申請を行うことができる。還付にあたっては、輸入業者がVAT登録事業者であり、かつ、輸入品がVAT課税対象となる事業活動に用いられることが条件となる。上記の方法により納付されたVATについては、延払い期間のある取引業者の場合は、関税当局から輸入業者に対して毎月直接発行されるVAT明細書が納付の証明

となる。それ以外の場合は、通関代理人からの請求書でも証明書としては差し支えない。

特定の国あるいは特定の企業から特定の品目を輸入した場合には、ダンピング防止関税が賦課される。ダンピング防止関税の趣旨は、不公正とみられる外国との競争からEU域内の産業を保護することにある。

輸入関税の全額支払を済ませるとEU域内で自由流通が認められ、追加で関税を納付せずに他のEU加盟国に輸出できる。

### 関税の軽減手続き

下記の条件が満たされる場合、輸入品の減免措置を利用できる。

- ・ 永続的にEU域内に輸入されないもの
- ・ EU域内で既に関税が賦課されているもの
- ・ 医療、研究、検査など、関税非課税となる使途で輸入されるもの

そのほかのもっとも一般的な4つの減免措置は以下のとおりである。

- ・ EU域内加工（IPR）：加工や再輸出を目的としてEU域外から輸入を行った場合、輸入時に関税が免除されるか、輸出時に関税が還付される。
- ・ EU域外加工（OPR）：加工を目的としてEU域外に一時的に輸出される場合、元の国に戻す際に輸入関税の一定割合が免除される。
- ・ 仮輸入：条件をまったく変えずに、所定の期間内に第三国に再輸出される場合
- ・ 一般減免措置：ECC理事会規則第918/83/ECC号に規定

さらに、保税倉庫手続きを利用すると、下記物品等を保税倉庫に保管できる。

- ・ 域外からの物品等のうち、輸入関税や商業政策措置の適用対象になっていないもの
- ・ 域内の物品等のうち、共同体法令により、輸出に係る関税やその他の税金の支払いを保税倉庫から出荷するまでに留保することが認められたEU域内物品等

なお、保税倉庫手続きで物品等を保管できる期間については、制限が設けられていない。また、関税軽減措置を利用するには、ほとんどの場合、関税当局から事前に許可を得なければならない。

### 輸出手続

輸出に際しては、輸入の場合と同様に、関税当局に申告を行わなければならない。同じ書類を用いるが、輸出は輸入ほど詳細な情報提供が義務付けられていない（ただし、輸出品が関税減免措置との関係上、関税当局の管理下にある場合を除く）。

VATについては、EU域外向けの輸出は税率が0%になる。ただし、輸出業者が、輸出に関する必要な証拠書類を作成できることが条件となる。

他のEU加盟国向けの輸出については、輸出先のVAT番号が売上請求書に記載されており、ハンガリー一国外へ搬出された証拠が保管されている場合、VATが免除される。輸出先が他のEU加盟国であっても輸出先がVAT登録時業者でなければ、VATの免税は適用されない。この場合、当該輸出先への売上

高によるが、輸出業者が輸出先となるEU加盟国においてVAT登録を義務づけられるケースがある。

## 6. 物品税

---

2004年5月1日に新たな物品税法が施行された。当該物品税法は、物品税に関するEU規則の概念に沿った内容となっている。国内で製造された製品や輸入品は物品税の対象となる。

物品税の対象となる製品は以下の通りである。

- ・ 鉱油
- ・ アルコール及びアルコール飲料
- ・ ビール
- ・ ワイン
- ・ スパークリングワイン
- ・ アルコール半製品
- ・ たばこ製品

通常、物品税は物品等の価額ではなく重量や数量に応じて課税されている。なお、物品税額は、課税対象物品等の輸入時またはハンガリー国内での製造時に計算される。

## 7. 贈与および相続、財産の移転に関する税

---

### (1) 相続税

相続税は、ハンガリー国内において行われた遺産分配に対して課税される。ハンガリーの国外に所在するが、ハンガリー国籍をもつ個人もしくはハンガリー法人によって承継された遺産に関しては、それが所在する国において同様の相続税負担がない場合に限り、ハンガリーにおいて課税対象となる。

直系相続人または配偶者は相続税の課税対象外とされる。その他の親族（継子、継親、養子、養親など）による相続、税率18%（住居用不動産または住居用不動産の使用権の相続の場合は9%の優遇税率）の課税が行われる。但し、20百万フォリントまでの相続は非課税である。

寄付団体、教会、社会団体、非営利法人は、相続、贈与税の課税対象外であり、国内の科学技術、芸術、教育目的での贈与も課税対象外である。

### (2) 贈与税

贈与税は、ハンガリー国内において行われた贈与または資産の無償譲渡に対して課税される。税率は18%（住居用不動産または住居用不動産の使用権の相続の場合は9%の優遇税率）である。

なお、法令により特別に定められた財産の無償移転、公共機関への寄付など、贈与税の課税対象とならない取引についていくつか定められている。この免税措置は、雇用者から従業員に対する現物支給にも適用が拡大され、その支給が個人所得税においても課税対象とならない場合には、贈与税もまた免除されることになっている。

### (3) 資産の無償譲渡

原則として、資産を無償譲渡した場合には、贈与に該当し、贈与税の対象になる。ただし、法人から無償で取得した資産および他の法人から無償で提供された売掛債権は、贈与税の課税対象から除かれる（ただし、不動産等移転税の対象となる不動産および自動車の取得の場合は免税とはならない）。売掛債権の放棄および債務引受についても、この免税範囲の対象に含まれることになる。その他資産の譲渡に対しては税率18%（または9%）の課税が行われる。

### (4) 登録手数料および印紙税

さまざまな種類の手数料や印紙税等の租税公課が、事業法人に対して課税される。登記裁判所における登記手数料は、株式公開会社の場合は600千フォリント、それ以外の法人（株式非公開会社など）の場合は100千フォリントとなる。なお、支店登記に係る手数料に関しては、50千フォリントに減額される。

### (5) 不動産等譲渡税

ハンガリー国内に所在する不動産、自動車またはこれらの資産に関連する権利の移転および国内に所在する不動産を所有する会社（不動産保有会社）の発行する株式の取得については、不動産等譲渡税の課税対象となる。この場合、譲受人は、移転される資産の市場価格（VAT込み）を基に課税される不動産等譲渡税を納める義務があり、その適用税率は次に掲げるとおりである。

- ・ 標準税率は4%（但し、一定の免税規定および居住用不動産の場合の軽減税率の特例がある）
- ・ 不動産の取得もしくは不動産保有会社の発行株式の取得に関する適用税率は、資産ごとに、その市場価格に対して10億フォリントまでは4%、これを超える部分については2%となる。ただし、不動産等移転税については、課税対象となる不動産ごとに、2億フォリントが課税限度額となる（関係会社間の取引については、不動産等移転税の課税対象から除かれる）。
- ・ 商業用不動産の場合の適用税率は、2%となる（ただし、譲受人が不動産売買・賃貸業者で、所定の要件を満たしている場合に限られる）。
- ・ REIT（不動産投資信託: Real Estate Investment Trusts）に関する法令が、ハンガリーにおいても導入されたが、REITに関する適用税率は2%となる。
- ・ 2012年1月から自動車に係る譲渡税の金額は排気量と年齢に従って決定されることになっている

法人税法に規定される企業再編に関する優遇税制の一環として行われる資産の譲渡に関しては、不動産等譲渡税の課税対象から除かれている。

## 8. 地方税

各地方自治体の裁量により課税することができる地方税がある。

### (1) 地方事業税

企業は、市町村において恒久的あるいは一時的に行っている事業について、地方事業税を納税しなければならない。地方事業税の課税標準は、総売上高から売上原価（商品仕入原価、原材料費）、仲介

手数料と外注手数料を控除した残額である。研究開発に直接要した費用もまた全額控除できる。よって、製造業者や販売業者に比べて、サービス業の事業者は、適用される控除措置が極めて限定されており、総収入金額のほぼ全額を課税標準として地方税を算定しなければならない状況となる。

2013年から、課税標準算定に際して売上原価及び仲介手数料の控除限度に関する規定が導入されている。純売上高が5億フォリントを超える場合は、その売上高の範囲に従って下記の控除限度額が設定されている。

売上高の範囲	売上原価及び手数料の控除可能割合
5億フォリント未満	100%
5億フォリント以上200億フォリント未満	85% (控除限度額16,575百万フォリント)
200億フォリント以上800億フォリント未満	75% (控除限度額450億フォリント)
800億フォリント以上	70%

なお、法人所得税法上、関係会社として認められる会社グループに対しては、売上原価及び手数料の合計金額が純売上高合計金額の50%を超える場合には、連結ベースの課税標準の算定方法が導入されている。

税率は最高2%であり、その企業が事業を行っている市町村によっては、これより低い税率が適用される場合もある。なお、企業が複数の市町村にわたってその事業を行っている場合には、その事業活動を行っているすべての市町村に関して地方事業税を納税しなければならない。地

方事業税の課税対象とはならない。国の法律上は、地方事業税率について上限税率を定めているものの最低税額については定めていないため各市町村は、地方事業税を賦課するか否か、また、賦課する場合にはその税率について、その裁量によって決定することになる。市町村によっては、現在もまだ地方事業税を課していないところも存在する。また、法令上、例えば、電気通信事業、エネルギー供給事業などの特定の事業活動については、特別の配分ルールが定められている。

REIT (不動産投資信託: Real Estate Investment Trusts) は課税対象事業から除外されている。

新たに従業員を雇用した場合には、地方事業税の課税標準を、その新たに雇用した従業員1人当たり1百万フォリント減額することができる (関連会社以外から雇用することが条件となる)。しかし、その後従業員数が5%以上減少した場合には、この優遇措置により減額された分の税額を支払わなければならない。

## (2) 固定資産税

固定資産税は、ハンガリーに所在する不動産の所有者に対し、毎年課税される。建物に係る固定資産税の課税標準については、面積を基に課税する場合は、年間の上限額は1平方メートルあたり1,821フォリントであり、市場価額を基に課税する場合は、その3.6%が最高税率となる。同様に、土地についても、面積基準に関しては年額の上限額は1平方メートルあたり331フォリント、市場価額基準の場合は3%が最高税率となる。

## 9. その他の税金

### (1) 自動車税

道路車両（乗用車、トラックなど）を運転する者は、自動車税を年1回納税する義務がある。乗用車に係る自動車税額は、製造年度や出力（キロワット単位）をもとに計算され、バスやトラックにかかる自動車税額は、車両重量を課税標準に計算される。

乗用車の場合、製造から3年以内の乗用車の場合、税額はキロワットあたり 345フォリントとされている。年数が経過している自動車については、徐々に税額が引き下げられ、最低税額は製造から17年を経過した乗用車に課されているキロワットあたり 140フォリントとなっている。

一方、バスやトラックについては、エアサスペンションのついたものは、税額は100キログラムあたり 1,200フォリントであり、それ以外のもの場合には、100キログラムあたり 1,380フォリントとなっている。

なお、国から資金援助を受けている組織や、公益的な社団および財団は、自動車税の納税義務者から除外されている。さらに、バスの運転をする者についても、前事業年度の純利益の75%以上が公共交通輸送から生じたものであった場合には、納税義務者から除外される。また、乗用車に関しては、電気エンジンのみを有するものについては、免税となっている。そのほか、NATOおよびその関係機関についても自動車税の課税対象から除外されている。

### (2) 社用車税

部分的にでも私用目的で使用される自動車に関する社用車税は、個人所得税法ではなく、自動車税法の中で取り扱われる。社用車税は、個人所有ではない車、もしくは個人所有ではあるがそのコストを会社が負担する車のすべてが課税対象になる（私用目的で使用されるかどうかを問わない）。

社用車税は車両登録上においてその所有者として記載されている者が納税義務を負う。リース車両の場合には、賃借人が納税義務を負うことになる。その社用車が、外国登録車両である等の理由によりハンガリー国内において登録されていない場合には、その車両の使用者に対して納税義務が課せられることになる。

社用車税の税率は、「エンジン出力」と「環境負荷に関する等級」に基づいて定められており、その税額は、7,700フォリントから44,000フォリントの間で賦課される。また、自動車税と社用車税の両方の税額が生じた場合、二重課税を排除するため、法律の規定により、各四半期において社用車税額から自動車税額を控除することが認められている。社用車税は、申告納税方式により、ハンガリー税務当局にたいして各四半期の翌月20日までに納付されなければならない。

### (3) 事故税

納税義務者は、強制加入自動車保険に保険料を支払っている者となる。税率は、年間保険料の30%とされているが、1車両につき日額83フォリントが上限に設定されている。なお、事故税は、原則として保険会社によって保険料と一緒に徴収され、健康保険基金に対して納付されることになる。

2012年1月から、ハンガリー国内に通常居住する個人が、外国ナンバープレートをつけた自動車を使

用する場合は、1日間だけはその外国ナンバープレートで使用することができる（従前は30に以内に車両登録をすればよかったが、現在は1日以内に国内における登録が必要となっている）。なお、これらの自動車を業務のために定期的に使用する者については、課税対象から除外されている。

#### (4) 車両登録税

車両登録税は、ハンガリー国内で流通される自動車および自動二輪車の販売だけでなく、EEC（欧州経済共同体）地域内に本社を置くレンタカー会社から国内に居住する個人に対する外国ナンバープレートをつけた自動車のレンタルについても課税対象とされている。納税は、販売業者、輸入業者、他のEEC加盟国から車両を取得する者、これらの車両を改造する者もしくは国内居住の個人に対して外国ナンバープレートをつけた自動車を貸し付けているレンタカー会社によって行われることになる。

税額は、45千フォリント から4,800千フォリントの間で、「エンジン排気量」、「環境負荷に関する等級」に応じて定められ、VATの課税標準の構成対象とはならない。なお、電気エンジンのみで走る乗用車については課税対象から除外されている。

#### (5) 環境保護税

環境保護税は、環境を害するものとして法律により課税対象指定を受けている製品を、ハンガリー 国内において最初に、環境に対して排出する業者、もしくは自己の事業活動のために使用する業者に 対して課税される。

課税対象製品は、それらが製造された時点、出荷された時点、使用された時点、もしくは廃棄物となった時点において、環境に対して有害であると証明されるものが該当し、次に掲げるものが含まれる。

- ・ 一定の石油製品
- ・ ゴムタイヤ
- ・ 包装材（PET容器などの商業用梱包については、特別なルールが設けられている。）
- ・ 電池
- ・ 商業印刷物
- ・ 電気機器、電子機器 賦課される税額は、製品の種類ごとに個々に定められており、キログラム単位の金額で計算される。

#### (6) 環境汚染税

環境（大気、水および土壌）に汚染物質を排出した者に対しては、環境汚染税が課税される。環境汚染税は、1年間に排出される汚染物質の総量（関連する測定単位で表記されたもの）を課税標準として、特定の汚染物質の単位あたりの税額に基づいた複合的な計算方法により決定される。

税額は、四半期ごとに前納する形で納付し、実際の確定環境汚染税額と既に納付済みの前納額との差額は、翌年の3月31日までに精算される。なお、一定の状況に該当する場合には、所定の条件を満たした者に対しては、減免措置が認められる。

#### (7) 技術革新税

会計法の適用を受けるすべての企業に対して、原則として技術革新税の納税義務が課されている

が、例外として小規模企業は免除されている。技術革新税の課税標準は、地方事業税の課税標準と同一であり、税率は0.3%となっている。

## (8) エネルギー税

エネルギー税は、電力の場合はメガワット単位、天然ガスの場合はギガジュール単位、そして、石炭の場合は千キログラム単位で課税され、その税額は、それぞれその使用量、電力は1メガワット当たり310.5フォリント、天然ガスはギガジュール当たり93.50フォリント、そして石炭については千キログラム当たり2,516フォリントにより計算される。この税金は、国立機関その他の行政機関、エネルギー大量消費型の生産部門が対象になり、納税者に該当するものには下記の者があげられる。

- ・ 対象消費者に対して、エネルギーを販売するエネルギー取扱業者
- ・ 生産者から、もしくは取扱市場において直接エネルギーを購入する対象消費者
- ・ 他のEU加盟国から直接エネルギーを購入する対象消費者
- ・ 第三国から直接エネルギーを購入する対象消費者
- ・ 法人、法人格を持たない組織、および事業活動を行っている個人のうち、自己の消費目的でエネルギーを生産している者（一部例外あり）
- ・ 自己の活動目的のためにエネルギーを利用しているエネルギー取扱業者
- ・ 前段階でエネルギー税が課税されていないエネルギーを購入もしくは利用する対象消費者
- ・ 石炭を購入する対象消費者で、エネルギー取扱業者に対して誤った申告書を提出したもの

納税義務は、VAT法に定める供給行為があった日、税務申告書の対象期間の最終日、自己消費があった日のいずれかの時点で発生し、月次税務申告書は翌月20日までに提出する必要がある。

## (9) エネルギー供給・取引事業者に対する付加税(通称、ロビンフッド税)

エネルギー供給に従事している事業会社、およびハンガリー国内にある恒久的施設を通してエネルギー供給事業を営む外国企業は、2009年1月1日以降、いわゆる「ロビンフッド税」の課税対象とされる。2013年からは公益事業者もこの課税対象事業者となっている。

このエネルギー供給者および取引業者に対する付加税は、会計法の規定に従って算出された税引前利益について、国際条約および国際指令、特定の免税取引等に基づく諸調整項目を加味して計算した金額に基づいて計算される。なお、国外所得は免除対象である。

税率は、上記の課税標準に対して31%である。

## (10) 公益事業設備に関する課税

2013年1月1日から公益事業設備に課税される税金が導入されている。この税金は、地下または地上に設置されている公益事業設備を所有するすべての事業者に対して課税される。これら設備には、消費者に対して、水道、下水処理・排水処理、ガス・電気供給、通信を供給するための設備が該当する。

課税は、設備ライン1メートル当たり125フォリントである。同一のサービス目的のため、その他のラインを有する場合でも、課税は1度だけ行われる。

通信用ケーブル等を有する事業者は、ハンガリー国内における敷設距離に従って軽減措置を受けることが可能である。また、自己消費目的のために利用される設備は課税対象外である。

### (11) 金融取引税

2013年1月1日から、金融取引税 (Financial transaction tax, 'FTT') が導入され、(i) 金融サービス会社、(ii) 為替取引を行う金融機関、(iii) 為替取引を行う特定の仲介事業者で、ハンガリー国内に所在する、または恒久的施設を有するものは、以下の取引に対して金融取引税が課税される。

- 1) 振込
- 2) 集金 (引落し)
- 3) 銀行口座から/への支払い
- 4) 小切手支払い、現金送金
- 5) 信用状取引
- 6) 両替、ローン返済、クレジットカードによる現金引出し
- 7) 支払手数料 (但し、払戻手数料は除く)
- 8) 送金取引と看做されるその他の支払いで、その結果、金融機関の口座から引落しが発生するもの

同一の業務を行う外国金融機関のハンガリー支店も同様に取り扱われることになる。その他の事業者は、金融取引税の課税対象外だが、上記金融機関は実質的に税負担を顧客に転嫁する場合がある。

金融取引税の税率は、取引金額に対して0.3%である。但し、税額上限額は一取引当たり6千フォリントである。預金口座からの振込み (ATMを利用した振込みも含む) の場合は、税率は0.6%であり税額上限額はない。

金融取引税に関するEU指令が成立した場合には、成立した翌年度から課税対象取引の範囲は、デリバティブ取引 (税率0.01%)、その他の証券取引 (税率0.1%) に拡大されることになる。

### (12) 金融機関に対する特別税

金融機関は、2014年においても引き続き、金融機関に対する特別税の納税義務がある。ここでいう金融機関とは、「金融機関に対する特別税」に関する法律上定義される、銀行、投資信託会社、投資企業、証券会社、商品取引業者、ベンチャーキャピタルファンド、投資顧問会社をいう。

この銀行税に関する課税標準は、2009年の財務諸表に基づいて計算される。その税額は、4期で分割納付になり、それぞれ均等額を各四半期の最終月の10日までに納付しなければならない。ただし、2010年から2013年の間に新たに設立された金融機関 (前身企業がない場合)、およびその事業年度が暦年ではない納税者に関しては、直近に終了した会計年度に係る財務諸表に基づいて、2014年9月10日までに申告書を提出して、その税額を確定させることになる。

課税標準および税率は、その金融機関の区分に応じて、下記のとおりそれぞれ異なる規定が設けられている。

## ① 銀行等

課税標準は、銀行と投資企業に対する経理と年次財務諸表報告義務に関する特例を定めた政令に沿って作成された2009年財務諸表に係る貸借対照表合計額に、所定の税務調整を加えて求められる。また、税率は、その貸借対照表合計額に対して、下記のとおり適用される。

- ・ 500億フォリント未満: 0.15%
- ・ 500億フォリント以上: 0.53%

## ② 金融会社

政令に沿って作成された2009年財務諸表上で明らかにされている数値に基づいて計算された受取利息、手数料等に係る利益が、その課税標準となる。なお、適用税率は一律6.5%になる。

## ③ 投資信託会社 政令に沿って作成された2009年財務諸表から求めた純売上金額に、税務上の修正を加えて求められる。なお、調整後純売上金額は、投資信託収入から投資コストを差し引いて求める。また、適用税率は一律5.6%になる。

## ④ 証券会社

課税標準は、証券売買取引および決済サービスを提供している企業に対する経理と年次財務諸表報告義務に関する特例を定めた政令に沿って作成された2009年財務諸表に係る純売上金額（株式売買取引に係る収入金額に、その他の一定の収入金額を加えて求めた金額）に、所定の税務調整を加えて算出した金額になる。なお、適用税率は一律5.6%になる。

## ⑤ 商品取引業者、ベンチャーキャピタルファンド

税額は、2009年純売上金額に、必要に応じ調整を加えて計算される。調整後純売上金額は、商品売買取引以外のサービスも取り扱う商品取引会社を除き、その純売上金額であり、これらの事業から生じた純売上金額のみが、課税標準として取り扱われる。これらの金融機関に対する適用税率は5.6%になる。

## ⑥ 投資顧問会社

税率は0.028%であり、合同運用資金に係る純資産の価額（投資資金に係るポートフォリオの資産評価額であり、貸出資産を含み、負債合計および未払発生費用ならびに繰延利益を除いて計算した金額）、加えて、2009年12月31日時点で計算されたその他の合同運用資金（例えば、年金基金、保健基金、資産管理基金など）に係る資産価額の合計額に対して課税される。

この特別税の課税標準計算においては、多くの所得控除、税額控除の適用を受けることができる。

**(13) 金融機関に対する付加税**

非常に収益性の高い金融機関は、2015年においてもこの付加税を負担しなければならない。この金融機関に対する付加税は、経費として会計処理された前述の「金融機関に対する特別税」を足し戻した後の税引前利益に基づいて計算される。この「金融機関に対する付加税」の税率は30%。

なお、この付加税は、「金融機関に対する特別税」よりも大きくなることは認められておらず、また当該税金を「金融機関に対する特別税」から減額することができる。

#### (14) 金融機関による拠出金(2007年1月1日時点の金融機関に対する課徴金)

2007年1月1日以降、それまでの銀行税に代わって、金融機関による拠出金制度が導入された。この法律の下では、金融機関は、さまざまな法律に規定されている直接もしくは間接の利息補給を含めた貸付金から生じる利息もしくは利息型収入に対して、5%の付加税の対象となる。

#### (15) 保険料税

2013年1月1日から、ハンガリーに所在する保険会社、または欧州経済協力地域（またはその他第三国）に所在するいは恒久的施設を持つ保険会社のハンガリー支店は、ハンガリーで発生するリスクに対する保険サービスの提供に対して受領する保険料に対して、保険料税を納付する義務を負うことになっている。この税金は、国際的な保険会社によって提供される同一サービスも課税対象とされる。

任意加入自動車保険に対する税率は15%であり、その他資産に対する損害保険に対する税率は10%である。

昨年度（暦年）の保険料収入が80億フォロント以下である保険会社の場合は、段階的に優遇税率を適用することができる（標準税率の25%/50%/100%）。80億フォロントを超える保険会社の場合には、標準税率の適用を受ける。

#### (16) 通信税

2012年7月1日から、ハンガリー国内における電話発信およびメール送信（SMS、MMS含む）を含む通信事業に対して、税金が課税されている。

いわゆる“電話税”と呼ばれるこの税金は、通信事業者に対して課税され、税率は個人契約の場合 2フォロント/分（通話）/回（メッセージ）、個人契約でない番号の場合は、税率は3フォロント/分（通話）/回（メッセージ）である

救急ダイヤル、テストコール、寄付ダイヤル、および毎月最初10分間の通話は課税免除である。課税上限額は、個人契約の場合は700フォロント（月額1件当たり）、それ以外の場合は5,000フォロント（月額1件当たり）である。

#### (17) 公共の健康増進に関連する製品に対する特別税(通称、チップス税)

2011年9月1日以降、いわゆる「チップス税」と呼ばれる公共の健康増進に関連する特定製品税が導入された。この税金は、その種類（例えば、清涼飲料、味付ビール、ロングボトルアルコール飲料、ジャム等）、関税コード、それらに含まれる砂糖、塩、タウリンもしくは金属キサンチンなどの内容物に応じて、特定のバック詰製品に対して課される。ハンガリー国内におけるこれらの課税対象製品の主要な販売者は、この税金の納税義務を有する。ただし、国外の消費者に対する販売、もしくはこれらの対象製品の転売は、課税対象とはならず、製品価格へ影響を与える結果にはならない。

税額は、それぞれの製品の種類に対して適用される数量単位に応じて決定され、例えば、清涼飲料に関しては1リットルあたり 7フォロント、味付ビールおよびロングボトルアルコール飲料に関しては1リットルあたり20フォロント、エネルギー飲料に関しては1リットルあたり250フォロント、そして塩分を含むスナック菓子については1キログラムあたり250フォロントにより課税される。ただし、いくつかの例外規

定が認められており、例えば、野菜を25%以上含む飲料もしくはシロップ、牛乳を50%以上含む乳製品、もしくは有機物のエキスから作られたシロップといったようなものが対象となる。

#### (18) 文化税(ポルノ関連商品およびサービスに関する特別税)

文化税は、2012年1月1日から導入され、ポルノ関連製品の販売、サービスの提供、もしくは性的な電話サービスの提供が、その課税対象とされている。これらに該当する場合には、販売業者またはサービス事業者の純売上高に対して25%の税負担が課せられている。

#### (19) 特定分野の個人事業者に対する簡易課税簡易税(EKHO)

文化、メディア、スポーツ、芸術の分野で活動する個人および彼らと契約をしてその報酬を支払う者は、簡便的な手続きにより税金および拠出金に関する納付義務を履行することが認められている。

EKHOは、個人とその活動にかかる報酬支払者の二者により、合算申告納付され、その税率は、個人側が15%、報酬支払者側が20%とされている。なお、EKHOは年間所得250万フォリントまでの個人に対してのみ選択することが認められるが、プロスポーツ選手に関しては、適用対象となる所得上限は100万フォリントとされている。また、国立スポーツ協会のトレーナーもしくはヘッドトレーナーについては、その所得上限は50万フォリントとされている。

#### (20) 簡易事業者税(EVA)

2003年1月1日以降、選択により、簡易事業者申告納税制度(EVA)が、個人事業者、有限責任パートナーシップ、LLC、協同組合およびその他の事業体に対して認められている。また、一定の条件の下で個人所有の会社に対しても適用が認められている。この制度を利用した場合には、個人事業所得税、法人所得税、配当金に対する源泉所得税、VATは、この簡易事業者税に置き換えられることになる。

EVAの適用にあたって最も重要な要件は、下記のとおりである。

- ① 納税者の年間の売上高(VATを含む)が、当該課税年の前2年間のうちで、それぞれ30万フォリントを超えない
- ② 納税者が、特別規定の対象となるいかなる事業活動(例えば、物品税の課税対象となる事業など)も行っていない
- ③ 納税者は、ハンガリーの銀行の口座を有する

#### (21) 小規模事業者に対する特別課税制度(SEST)

2013年1月から、個人事業主や無限責任パートナーシップ(Kkt.やBt.)の社員に対して、簡便な特別課税制度の利用が可能となっている。この課税制度を利用する場合には、個人事業主の所得に対する所得税や法人所得税、職業訓練基金への拠出金、社会保険料(税)、健康保険税は、この税金に置き換えられることになる。

#### (22) 小規模企業に対する特別課税制度(SBT)

上記に会社に加え、有限会社(Kft.)、非公開株式会社(Zrt.)、外国企業のハンガリー支店などの企業が、以下の要件を満たす場合には、簡便な特別課税制度の利用が可能となっている。

- ・ 課税事業年度における平均雇用者数が25名以下(関係会社を含む)

## 70 税制

- ・ 課税事業年度における売上高合計が5億フォロント以下（関係会社を含む）
- ・ 課税制度を利用する前期末の総資産が5億フォロント以下
- ・ 事業年度が暦年
- ・ 税務番号の停止または取消処分を受けていないこと

課税標準は、特別の修正を加味した現金主義を基礎として算定され、15%の税率を乗じた金額を納税することになる。この課税制度を利用する場合には、法人所得税の申告・納税義務の免除、社会保険税、職業訓練基金の拠出金が免除となる。

### (23) オフショア法人に関する税制

ハンガリーのオフショア法人制度は2006年1月1日をもって廃止された。これにより、ハンガリーのオフショア法人 (HOCs) は、2005年12月31日をもってオフショア法人としての身分を失ったが、最近まで通常のハンガリー法人として活動することを認められていた。これはHOCsとして認められていた法人の稼得した利益に対しては、通常の法人税率（現在、500百万フォロントの課税所得金額までは10%、これを超える部分については、19%）により課税されるということの意味する。

2005年12月31日以後であっても、HOCsは、その外国通貨により経理された財務成績についてそのまま使用することも認められ、また、その主たる事業（グループ会社への資金貸付、グループ株式の保有、ロイヤリティの收受など）を継続している場合には、次に掲げる規定の適用により、引き続き大幅に税負担を小さくすることができる。

- ・ ロイヤルティー収入の50%については、法人税の計算上、税引前利益の50%を上限として、控除することができる。言い換えれば、5%～9.5%の実効税率が適用されるということになる。
- ・ 長期投資もしくは債務に係る為替相場の変動から生ずる未実現損益については、課税の繰延ができる。
- ・ 受取配当金、受取利息およびロイヤルティー収入については、地方事業税の課税対象とならない。ハンガリー国内から国外企業に対して支払われる配当金、利息もしくはロイヤルティー収入については、ハンガリーでの源泉所得税の徴収義務は課されない。
- ・ 受取利息は、それが被支配外国法人 (CFC : Controlled Foreign Corporation) から受け取ったものでない限り、法人税の計算上控除することができる。

# KPMG ハンガリー日系企業向けサービス

## 1. 会社設立関連サービス

- ・ 設立前調査等のサポート
- ・ 会社設立・税務当局への登録
- ・ 営業ライセンス等の取得サポート

## 2. 法務サービス

- ・ 契約書の作成またはレビュー
- ・ その他(会社法・労働法・知的所有権・不動産・訴訟など)

## 3. 投資優遇措置(インセンティブ)

- ・ プロジェクト初期段階からのインセンティブ関連のアドバイザー
- ・ インセンティブ最適化のためのアドバイザー
- ・ 申請補助業務(書類の作成補助、当局との交渉等)
- ・ インセンティブ適用会社の法人税申告業務  
(投資優遇措置の条件を満たしているかについてのレビュー)

## 4. 法人に関する税務業務

- ・ 進出に際してのアドバイザー
- ・ 税務登録
- ・ 法人税申告業務
- ・ 税務調査対応サポート
- ・ 国際課税(移転価格税制等)
- ・ 決算期変更、機能通貨変更に関するサポート
- ・ 企業再編に関する税務アドバイザー

## 5. 関税及びVAT

- ・ 新規投資に関連した関税・VAT のスキームアドバイザー
- ・ 在ハンガリー・在外ハンガリー企業のVAT 登録と関連業務
- ・ 関税・VAT に関するリサーチ
- ・ 既存の関税・VAT スキームのレビュー

## 6. 個人所得税等

- ・ 駐在員の個人所得税・社会保険に関するスキームアドバイザー
- ・ 駐在員の個人所得税・社会保険料申告業務
- ・ 駐在員の給与計算業務
- ・ 従業員の給与計算代行業務

## 7. 会計監査

- ・ 法定監査 (子会社及びハンガリー支店)
- ・ 連結報告のための監査・レビュー

## 8. その他コンサルティング

- ・ 会計アドバイザー (機能通貨の変更や会計システム導入支援)
- ・ 内部統制関連アドバイザー (内部統制改善支援、内部監査の支援・代行)
- ・ 財務デューデリジェンス (企業調査・企業評価)
- ・ 合併・買収等のストラクチャーに関するアドバイザー
- ・ IT・経営アドバイザー

### KPMG ハンガリー・ブダペスト事務所

KPMG Hungária Kft.

Tel: +36 1 887 7100

Fax: +36 1 887 7101

Website: [kpmg.hu](http://kpmg.hu)

## KPMG ハンガリー

1989年より営業を開始し、ハンガリーにおける最大の会計事務所のひとつであり、約750名の人員を擁し、監査や各種証明業務をはじめ、税務・財務関連アドバイザーサービスなどを提供しています。金融、情報通信、製造、官公庁など、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有しています。

## KPMG ブダペスト事務所

KPMG Hungária Kft.

Tel: +36 1 887 7100

Fax: +36 1 887 7101

Website: [kpmg.hu](http://kpmg.hu)

## KPMG グローバル・ジャパニーズ・プラクティス(GJP)

KPMGは、監査、税務、アドバイザーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。世界155カ国のメンバーファームに162,000名の人員を擁し、サービスを提供しています。

KPMGでは日系企業の海外事業展開を支援するためにグローバル・ジャパニーズ・プラクティス（以下、GJP）を世界的に組織して、日本人による日本語のサービスネットワークを構築しております。担当地域内の各分野に精通した専門家が、日系企業の進出をはじめ、事業開始後の法務・会計・税務・コーポレートファイナンス等の幅広いサービスを日本語により提供しています。

GJPでは、日本企業の各国における様々なニーズに対応するため、下記の業務を行っています。

- ・ 日本語ダイレクトラインを通じた各種問合せに対する対応
- ・ 現地専門家チームとのコミュニケーション援助、ミーティングにおける日本語の補助
- ・ 各国KPMGに所属する適切なプロフェッショナルとのミーティングのアレンジ
- ・ 日本企業特有の問題を取り扱ったセミナーおよび日本人スタッフによる日本語セミナーの開催
- ・ 日本語ニュースレター、その他日本語出版物の発行

長竹 純一                      ハンガリー・ブダペスト事務所

マネジャー（日本公認会計士）

Direct TEL +36-1-887-7174

FAX +36-1-887-7149

E-mail [junichi.nagatake@kpmg.hu](mailto:junichi.nagatake@kpmg.hu)





The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name, logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

© 2016 KPMG Hungária Kft., a Hungarian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.